（在職期間の半減）

第六条　法第七条第四項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には、裁判官弾劾法（昭和二二年法律第一三七号）第三十九條の規定による職務の停止の期間及び検察庁法（昭和二二年法律第六一号）第二十四条の規定により欠位を待つ期間を含むものとする。

（地方公務員として引続いた在職期間の計算）

第七条　法第七条第五項の場合において、地方公務員が退職に因り法の規定による退職手当に相当する給与を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の地方公務員としての引続いた在職期間には、含まないものとする。

2．職員が法第十三条の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によって引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引続いた在職期間の始期から地方公務員としての引続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引続いた在職期間として計算する。

（非常勤職員に対する退職手当）

第八条　常勤を要しない職員のうち、二月以内の期間を定めて雇用されるものであって、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が二十二日以上ある月が引続いて六月以上ある

ものに対しては、その者が法第八条第一項第一号から第三号までの一に該当する場合を除き、同条第二項の規定により、法第三条の規定による退職手当又は傷い疾病若しくは死亡により退職した場合における法第四条の規定による退職手当を支給する。

（勤続期間の計算の特例）

第九条　法の規定による退職手当の算定の基礎となる勤続期間のうちに前条に規定する職員としての在職期間が含まれる場合においては、当該在職期間の計算は、六月以上引続いた前条に規定する月の合計月数による。

（失業者の退職手当）

第十条　法第十条の規定による失業者の退職手当を受けるために必要な証明書の様式及交付の手続は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。但し、法律第五条の規定及び法附則第六項の規定の適用に関しては、同年四月一日から、法附則第九項の規定の適用

に係しては、同年七月三十一日から適用する。

2　昭和二十八年七月三十一日に現に在職する地方公務員であつて同年八月一日以後に引き続いて国家公務員となつた者の同年七月三十一日以前における勤続期間については、なお同日以前の例による。但し、旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、その者の勤続期間から除算しない。

3　昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員のうち、先に職員として在職した者であつて、所属庁の長の承認又は勧しようを受けて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係のあつた法人で外国において日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つていたもので大蔵大臣の指定するもの（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、且つ、外国政府職員としての身分を失つた後に他に就職することなく再び職員として就職したものについての法附則第四項に規定する勤続期間の計算については、先の職員としての在職期間の全期間及び当該外国政府職員等としての在職期間の三分の二の期間を後の職員としての在職期間に通算するものとする。

4　法附則第九項に規定する退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、その者の昭和二十年八月十五日において受けていた俸給の月額（その額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。）に対応する別表下欄に掲げる新俸給月額とする。

別表

昭和二十年八月十五日現在の俸給の月額	新俸給月額
円	円
四〇	六、〇〇〇
四五	六、二〇〇
五〇	六、六五〇
五五	七、一五〇
六五	七、六五〇
七五	八、一五〇
八五	八、六五〇
九五	九、二五〇

一〇五	円
一一五	
一二五	
一三五	
一四五	
一六〇	
一七五	
一九〇	
二〇五	
二二〇	
二四〇	
二六〇	

九、八五〇	円
一〇、六五〇	
一一、五五〇	
一二、四五〇	
一三、四〇〇	
一四、六〇〇	
一五、八〇〇	
一六、四〇〇	
一七、八〇〇	
一八、五〇〇	
二〇、〇〇〇	
二一、六〇〇	

(2) 退職手当法審議における各種修正試案（未発議のもの）

二八〇	円
三〇〇	
三二〇	
三六〇	
四〇〇	
四四〇	
四八〇	
五二〇	

二三、三〇〇	円
二五、一〇〇	
二七、三〇〇	
二九、五〇〇	
三一、九〇〇	
三四、五〇〇	
三八、八〇〇	
四四、八〇〇	

国家公務員等の退職手当法の審議にあたり、前述の如く、衆議院において修正可決をみた案の外に、参議院人事委員会における法案審議過程に修正試案が各党派で用意されたが、何れも正式に発議されるに至らなかったものがあったので、その修正案を参考のためとりまとめた。

(d)　臨時措置に関する法律案の一部改正案に対する修正試案

（註、政府提出改正案（原案）に対する修正試案）

（左社修正試案）

(イ)　国家公務員等に対する退転手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

国家公務員等に対する退転手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条から第七条までの改正規定のうち第六項中「前五項」を「前六項」に改め　同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　日日雇い入れられる転員が一月のうちで二十二日以上使用された場合においては、第一項の規定の適用については、引き続いて在転したものとみなす。

第八条第一項の改正規定中「削り、」を「削る。」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

(ロ)　国家公務員等に対する退転手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案に対する修正案

国家公務員等に対する退転手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条から第七条までの改正規定のうち第六項中「前五項」を「前六項」に改め　同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　日日雇い入れられる転員が一月のうちで二十二日以上使用された場合においては、第一項の規定の適用については、引き続いて在転したものとみなす。

第八条第一項の改正規定中「削り、」を「削る。」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

国家公務員等に対する退転手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条から第七条までの改正規定のうち第六項中「前五項」を「前六項」に改め　同項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　日日雇い入れられる転員が一月のうちで二十二日以上使用された場合においては、引き続いて在転したものとみなす。

第八条第一項の改正規定中「同条第二項第一号中「第二項」を「第六項」に、同項第二号及び第三号中「所定の期間」を「政令で定める期間」に改め、同項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。」を「同条第二項第一号中「第二項」を「第六項」に、同項第二号及び第三号中「所定の期間」を「政令で定める期間」に改め、同項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。」に改める。

(b)　暫定措置法案に対する修正試案

（註、臨時措置法の一部改正法案に対する修正試案として提出された暫定措置法に対する修正案）

（緑風会修正試案）

国家公務員等退転手当暫定措置法案に対する修正案

国家公務員等退職手当暫定措置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

国家公務員退職手当暫定措置法

第一条第一項中「国家公務員等」を「国家公務員」に改める。

第二条第一項中「、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社」を削る。

第五条中「並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない事由により退職したもの」を削る。

附則第十二項、第十四項及び第十六項から第十八項までの規定中「国家公務員等退職手当暫定措置法」とあるのを「国家公務員退職手当暫定措置法」に改める。

附則第十八項の次に次の一項を加える。

19　公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第六号の次に次の一号を加える。

七　国家公務員退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第　　号）の規定

（左社修正試案）

国家公務員等退職手当暫定措置法案に対する修正案

国家公務員等退職手当暫定措置法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項中「（第八条第一項第四号に規定する転員であって同条第二項に規定する者に該当しない者を除く。以下本項及び第七条第三項において同じ。）」を削る。

第七条第六項中「前五項」を「前六項」に改め、同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　日日雇い入れられる転員が一月のうちで十八日以上使用された場合においては、第一項の規定の適用については、引き続いて在転したものとみなす。

第八条第二項及び第三項を次のように改める。

2　第四条及び第五条の規定による退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一　日日雇い入れられる転員（前条第六項の規定により一月以上引き続いて在転したものとみなされる者を除く。）

二　二月以内の期間を定めて転員となった者（所定の期間をこえて引き続いて在転するに至った者

を除く。）

三　季節的業務に従事するため四月以内の期間を定めて転勤をなった者（所定の期間をこえて引き続いて在職するに至った者を除く。）

四　試みの使用期間中の被保険者（十四日をこえて引き続いて在職するに至った者を除く。）

四、本会議における緊急質問

○人事院勧告に関する緊急質問（七月二十四日）

十　河　信　二　君

玄　沢　兼　八　君

五、委員会における参考人の意見聴取

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について左の参考人から意見を聴取
（八月四日）

東京大学教育学部教授　宍戸誠也君
東京都愛宕中学校長　野口彰君
岩手県盛岡第一高等学校教諭　軽石喜蔵君
東京都小石川高等学校教諭　成田喜澄君
日本青年会理事長　岡口勲君
東京都大塚ろう学校長　古谷史映君

六、国家公務員の給与問題、公務員制度に関する調査要求並びに報告書

調査承認要求書

国家公務員の給与問題に関する調査承認要求書

一、事件の名称　国家公務員の給与問題に関する調査

一、調査の目的　国家公務員の給与問題に関し、適正妥当なる解決をはかり、もつて公務の民主的能率的運営を促進する。

一、利益　国家公務員に関する適正合給与制度の確立に寄与する。

一、方法　各方面の関係者、学識経験者等より説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて現地の実情を調査する。

一、期間　今期国会閉会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十三日

参議院議長　河井　弥八　殿

公務員制度に関する一般調査承認要求書

一、事件の名称　公務員制度に関する一般調査

一、調査の目的　公務員制度についての各般の根本基準を確立するため人事行政に関する諸問題を調査する。

一、利益　適正な公務員制度の確立に寄与する。

一、方法　各方面の関係者、学識経験者等より説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて現地の実情を調査する。

一、期間　今期国会閉会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十三日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長　河井　弥八　殿

調査報告書

国家公務員の給与問題に関する調査

右の件に関しては、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　村尾　重雄

参議院議長　河井　弥八　殿

経過並びに結果

本委員会は、国家公務員の給与問題に関し、適正妥当な解決をはかり、公務の民主的能率的運営に寄与すべく、広く給与全般に関する諸問題を検討し、特に一般職の各俸給表の合理化、給与ベースの改訂、給与準則並びに勤務地手当制度、教育公務員の給与体系等に関し検討を行つたのであるが、

本問題は、なお、幾多の未解決の問題があるのみならず、本調査事件の性質上その対象が極めて広汎に及んでいるので、今期国会中においては結論を得るに至らなかつた。問題の重要性にかんがみ、今後も引き続き調査を必要とするものと考えられる。

調査報告書

公務員制度に関する一般調査

右の件に関しては、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する

昭和二十八年七月三十日

参議院議長　河井弥八　殿

経過並びに結果

本委員会は、公務員制度について各般の根本基準を確立し、公務員制度の完全なる施行及び公務の民主的能率的運営に資すべく、広く人事行政に関する諸問題を検討し、特に職階制に基く給与準則

人事委員長　村尾重雄

新給制度、教育公務員の給与体系が公務員制度に及ぼす影響等について慎重に検討を行つたのであるが、本問題に関しては、なお、幾多の未解決の問題があるのみならず、本調査事件の性質上問題の範囲が極めて広汎にわたつているので、今期国会中においては結論を得るに至らなかつた。問題の重要性にかんがみ、今後も引き続き調査を必要とするものと考えられる。

七、国家公務員の給与問題等に関する実情調査

(A) 議員派遣

八月八日人事委員長から提出した議員派遣承認要求に対し、議長は、八月十二日 第一班、第三班の派遣を、八月二十六日第二班の派遣をそれぞれ、左の要求書記載の通り許可した。

議員派遣要求書

一、派遣の目的　国家公務員の給与問題に関する調査特に勤務地手当の問題を中心として現地の実情を調査し、本委員会の審議に資する。

一、派遣議員　第一班　村尾重雄　松岡平市

第二班　岡三郎　後藤文夫

第三班　宮田重文　千葉信

一、派遣期間　各班とも閉会中四日間

一、派遣地　第一班　愛知県　三重県　滋賀県

第二班　山梨県　長野県　新潟県

第三班　山形県　秋田県　青森県

一、費用概算　四八、〇〇〇円

右参議院規則第百八十条により要求する。

昭和二十八年八月八日

参議院議長　河井弥八　殿

人事委員長　村尾重雄

議員派遣実施日程表

次の如き日程により実情調査を実施した。

◇第一班（愛知県　三重県　滋賀県）

派遣議員　村尾委員長

松岡委員

随行　神山調査主事

専門員室より熊埜御堂専門員（八日程才一日、才二日）

日程	月日	発	着	調査地	会場	宿泊
才一日	八月十七日（月）	東京 九、三〇分	豊橋 一四、五〇分	愛美、宝飯、北設、八名地方関係町村 豊橋市、豊川市	豊橋 一五、〇〇〜一七、〇〇	田原町
才二日	八月十八日（火）	田原 七、〇〇	福江 八、〇〇	佐久島、日向賀島	半田 一二、三〇	刈谷市
		福江	佐久島	知多地方関係町村 半田市		
			日向賀島			
		師崎	半田 一一、三〇		一四、〇〇	
		半田 一四、〇〇	碧南 一四、三〇	碧南市役所（三〇分） 幡豆、額田地方関係町村 岡崎市	西尾 一五、三〇〜一六、三〇	
			西尾 一五、三〇			

		西尾 一六、三〇	刈谷 一七、〇〇	碧海、加茂地方関係町村	刈谷 一七、〇〇〜二〇、三〇	刈谷市
才三日	八月十九日（水）	刈谷 九、〇〇	名古屋 一一、二六	刈谷、挙母、安城市		
		名古屋（近鉄） 一〇、一〇	津 一四、二六	（三重県内事情聴取） 一志、安濃、河芸地方	津 一二、〇〇〜一四、〇〇	上野市
		津 一四、二六	伊賀神戸 上野市 一六、〇〇	関係町村 松阪、山田、鈴鹿市 等		
		上野 一六、〇〇	柘植 一津 草津 大津 一二、四七	名賀、河山、鈴鹿地方 関係町村	上野 一六、〇〇〜一八、〇〇	
		上野 一九、三七		（滋賀県内事情聴取）	大津 一二、三〇〜四、〇〇	今津町
才四日	八月二十日（木）	大津 一四、〇〇	堅田 高島 安曇 今津 一六、〇〇	高島郡関係町村	今津 一六、〇〇〜一八、〇〇	

◇ 第二班（山梨県 長野県 新潟県）

派遣議員　岡　委員　　随行　指宿主事

（後藤委員都合により不参加）

月日	発	着	調査地	一宿泊
八月三十一日	上野	新潟	新潟県庁にて、県、人事委員会及び組合関係者と懇談	新潟
	一二、三〇	一八、三〇		
九月一日	〃	〃	新潟県庁	〃
	〃	〃	巻町 調査懇談（一二、三〇～一三、〇〇）	〃
	〃	東三条	〃（九、〇〇～一一、〇〇）	〃
	直江津	〃	〃（一三、三〇～一四、三〇）	〃
	一七、三一	〃	〃（一八、三〇～）	赤倉
九月二日	赤倉一〇、〇〇	長野一一、三一	長野県庁にて調査懇談（一五、〇〇）	長野
	長野一五、〇〇	上田一六、〇〇	上田市役所にて〃（一七、〇〇）	別所
九月三日	別所 九、〇〇	甲府一四、三五	山梨県庁にて〃（一七、〇〇）	
			——調査終了后現地にて解散——	

◇ 第三班（山形県 秋田県 青森県 岩手県）

氷遠議員　宮田理事（A班）　千葉理事（B班）　随行　岡田調査員

月日	発	着	調査地	一宿泊
八月十六日（日）	上野			上ノ山
八月十七日（月）	〃	上ノ山	山形県庁にて県下全般	〃
八月十八日（火）	上ノ山	秋田	秋田県庁にて県下全般	秋田市
八月十九日（水） A	秋田	大館	大館市役所にて周辺の林業・鉱業地帯	大湯町
八月十九日（水） B	秋田 青森	青森 大湯	青森県庁にて県下全般	車中
				車中

八月二十日（木）	A	大場（花輪線経由）盛岡	岩手県庁にて県下全般
	B	盛岡 上野	
八月二十一日（金）	A	上野	車中

（B）委員並びに専門員の調査

国家公務員の勤務地手当支給地域区分改訂に資する目的をもつて、茨城県下の実情を、左の日程により、人事委員、専門員が調査した。

参加者氏名

村尾	委員長	
宮田	理事	
千葉	〃	
岡	委員	
松岡	〃	
岡田	調査員	
森田	〃	
神山	調査主事	
宮崎	〃	
指宿	主事	

月日	（発）	（着）	調査	宿泊
九月二十九日	上野（九、三五）— 急行 — 土浦（一〇、三〇）		土浦市にて（土浦市、石岡町、谷田部町、取手町）各代表と懇談	土浦
	土浦（一四、三〇）— 水路 — 麻生（一七、〇〇）		麻生町 調査懇談	麻生
	麻生（一七、三〇）— 〃 — 潮来（一八、〇〇）		潮来町、香澄村 調査懇談	潮来
九月三十日	潮来（八、三〇）— 〃 — 鹿島（九、二〇）		鹿島町視察並びに調査懇談	
	鹿島（一〇、〇〇）— バス — 鉾田（一一、三〇）		鉾田町、小川町 調査懇談	
	鉾田（一三、〇〇）— 〃 — 成矢（一三、五〇）		成矢町視察並びに調査懇談	
	成矢（一五、〇〇）— 〃 — 水戸（一五、三〇）		県庁にて調査懇談	
	水戸（一八、二〇）— 急行 — 上野（二〇、一五）		解散	

川島 専門員

塚田 主事

八、参議院人事委員会請願及び陳情

第十六回国会における、本院に提出された請願及び陳情の総数は、請願二、〇三五件、陳情三五三件であるが、そのうち人事委員会の請願及び陳情は、請願二、〇六一件、陳情九六件であった。

	請願	陳情	計
採択と決し、内閣に送付したもの	二、〇五五	八九	二、一四四
委員会において、審査未了のもの	六	七	一三
計	二、〇六一	九六	二、一五七

内訳

○ 採択と決し、内閣に送付したもの（二、一四四件）

	請願	陳情	計
1、地域給に関するもの	二、〇三四	八七	二、一二一
2、寒冷地、石炭手当に関するもの	一九	二	二一
3、へき地手当に関するもの	—	—	—
4、官庁技術系統職員の取扱に関するもの	一	—	一
計	二、〇五五	八九	二、一四四

○ 委員会において、審査未了のもの（一三件）

	請願	陳情	計
1、教育職員給与準則に関するもの	三		三
2、駐留軍労働者の退職金現金化に関係するもの	—	—	—
3、国鉄職員の退職手当に関するもの	—	—	—
4、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に関するもの	—	—	—

	請願	陳情	計
5、公務員の夏期手当に関するもの	七	七	一四
計	七	七	一三

第十六回国会に於ける、地域給に関する都道府県別請願陳情数調

都道府県	請願	陳情	計
北海道	二一五	一	二一六
青森	六		六
岩手	一〇	三	一三
秋田	四八	一	四九
宮城	二〇	一	二一
山形	一七	一	一八
福島	四三	一	四四
茨城	二九	一	三〇
栃木	二四	一	二五
群馬	五〇	一	五一
埼玉	一七五	一	一七六
千葉	四六	一	四七
東京	六	一	七
神奈川	四	一	五
静岡	七九	一	八〇
愛知	六四	一	六五
三重	五九	三	六二
岐阜	六〇	一	六一
長野	二一	一	二二
山梨	一六	一	一七
福井	一三	一	一四
石川	三三	一	三四
富山	六	一	七
新潟	四〇	一	四一
滋賀	一三	一	一四
京都	四	一	五
大阪	四六	一	四七
兵庫	九五	一	九六
奈良	一一	一	一二
和歌山	一一	一	一二
鳥取	一一	一	一二
島根	一一	一	一二
岡山	一一	一	一二
広島	一一	一	一二
山口	一一	一	一二
徳島	一一	一	一二
香川	一一	一	一二
愛媛	一一	一	一二
高知	一一	一	一二
福岡	一一	一	一二
佐賀	一一	一	一二
長崎	一一	一	一二
熊本	一一	一	一二
大分	一一	一	一二
宮崎	一一	一	一二
鹿児島	一一	一	一二
沖縄	一一	一	一二
計	一一	一一	一二

滋賀	一四	一
京都	一〇七	一〇
大阪	一一	一〇
兵庫	四七	六
奈良	四三	
和歌山	三六	六
鳥取	六四	
島根	五一	
岡山	九六	四
広島	四二	一
山口	五〇	八
徳島	四六	一
香川	一八	
愛媛	一六	八
高知	五〇	
福岡	一〇四	二
佐賀	三〇	一
長崎	一五	
熊本	八	三
大分	一六	
宮崎	二五	
鹿児島	四一	二
計	二〇三四	八七

九、地域給に関する審議の経過概要

一、従来の経過

勤務地手当支給地域区分の改訂は、人事院発足以来現在まで三回にわたって行われている。

(1) 第一次勧告

26・5・17 「勤務地手当の支給地域区分に関する意見」

国会審議

第十二国会において一般職給与法改正(一〇〇六二円ベース)として全面的にとり入れられた。(尚支給率も従来の三段階から五%刻み五段階と変った。)

(2) 第二次勧告

27・2・12 「勤務地手当の支給地域区分表の改正に関する意見」

国会審議

第十三国会において一般職給与法改正法案（勤務地手当の外）として提出されたが、参議院人事委員会において支給地域の指定が尚不充分であるとして凡そ三五〇市町村を追加する修正を行つたが、衆議院の同意を得ず、両院協議会の結果、別表第六（支給地域区分表）に備考を加えることとなつた。

(3) 第三次勧告

27・11・24「勤務地手当の支給地域区分の改訂に関する勧告」

(註) 先の参議院修正をしんしやくすると共に、最近の経済事情の変動を考慮して勧告された。

国会審議

第十五国会において一般職給与法改正法案（一二・八二の円ベース）として提出されたが衆議院において修正意見が強く、参議院と二回の合同打合会を行い、その結果、凡そ、六八〇市町村の追加修正を行つた。（27・11より実施）

(注) 左記至適表参照

1. 市町村数

改訂 ＼ 地区別	特
大蔵省時代（14次の改訂後）	

改訂 ＼ 級地	5 非支給地
第一回（26.10）	8,923
第二回（27.4）	
（第二回改訂分）	
第三回（27.11）	6,984
（百分比） %	(69.3)
（第三回（人事院改訂分））	
（第三回（国会修正分））	

(注) 一市町村で二つ以上の級地に亘る場合

2. 公務員数

改訂 ＼ 級地	5 非支給地
第一回（26.10）	2 203.517
第二回（27.4）	2 175.278
（第二回改訂分）	
第三回（27.11）	2 110.441
（第三回（人事院改訂分））	
（第三回（国会修正分））	
国家公務員（大蔵省調）	1 26.601
同上百分比	(5:8)

(注) 1. 本表上欄は、昭和24年に行われない。）

2. 大蔵省調べの国家公務員数は昭和

勤務地手当支給状況至回表

1. 市町村数

改訂 ＼ 地区別	特地	甲地	乙地	合計
大蔵省時代（以次の改訂後）	51	190	774	1,015

改訂 ＼ 級地	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地	支給地合計	非支給地
第一回（26.10）	58	39	166	282	924	1,469	8,923
第二回（27.4）	61	66	153	363	1,029	1,672	
（第二回改訂分）	(3)	(30)	(18)	(103)	(210)	(364)	
第三回（27.11）	81	98	254	640	2,020	3,093	6,984
（百分比） %	(0.8)	1.0	(2.5)	(6.4)	(20.0)	(30.7)	(69.3)
（第三回（人事院改訂分））	(16)	(44)	(121)	(296)	(918)	(1,395)	
（第三回（国会修正分））	(4)	(8)	(32)	(139)	(503)	(681)	

(注) 一市町村で二つ以上の級地に亘る場合は、その最高の級地を1市町村として数えた。なお、東京の特別区は1区を1市とみなした。

2. 公務員数

改訂 ＼ 級地	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地	支給地合計	非支給地
第一回（26.10）	263,014	13261	95,050	124,561	191,291	687,177	203,517
第二回（27.4）	264,601	34,344	83,546	179,015	153,910	715,416	175,278
（第二回改訂分）	(1,587)	(22,670)	(11,166)	(65,620)	(28,239)	(129,282)	
第三回（27.11）	272,896	91,705	156,427	151,643	107,582	780,253	110,441
（第三回（人事院改訂分））	(6,772)	(61,222)	(132,238)	(96,777)	(50,406)	(347,615)	
（第三回（国会修正分））	(1,523)	(4434)	(6299)	(14188)	(14431)	(40,875)	
国家公務員（大蔵省調）	145,353	54,955	87,576	79,763	61,606	429,253	26,601
同上百分比	(31.9)	(12.1)	(19.2)	(17.5)	(13.5)	(94.2)	(5.8)

(注) 1. 本表上欄は、昭和24年に行われた第1回国家公務員実態調査の結果によるもので専々公社関係、公労法関係をも含めたものである。（官署個別指定に基づく公務員数は含まない。）

2. 大蔵省調べの国家公務員数は昭和27年12月1日現在の一般職の職員（公労法の適用者は除く。）の実数で、これには官署個別指定に基づく公務員数も含まれている。

27.11.24「勤務地手当の支給地域区分の改訂に関する勧告」

(注) 先の参議院修正をしんしゃくすると共に、最近の経済事情の変動を考慮して勧告された。

国会審議

第十五国会において一般職給与法改正法案（一二・八二〇円ベース）として提出されたが衆議院において修正意見が強く、参議院と二回の合同打合会を行い、その結果、凡そ六八〇市町村の追加修正を行った。（27.11より実施）

(注) 左記至回表参照

二　最近の状況（第十六国会以降）

前記の如く地域給の最近における改正は、第十五国会（二八・二四）に制定された一般職給与法改正（一二・八二四）と同時に昨年十一月より施行されて現在に至っている。

而るにその後も当地域給の不均衡是正の要望は、全国都道府県各市町村より続々として提出されており、第十六国会においても参議院に於て地域給に関する請願、陳情は二十百二十数件に及び、参議院に提出せられた請願陳情総数の大部以上が地域給是正の要望を訴えているものであり、参議

二　最近の状況（第十六国会以降）

前記の如く地域給の最近における改正は、第十五国会（二八、〇〇〇円ベース）に制定された一般俸給手当改正（一三、八二〇円ベース）と同時に昨年十一月より施行されて現在に至っている。

而るにその後も尚地域給の不均衡是正の要望は、全国都道府県各市町村より続々として提出されており、第十六国会においても参議院に於て地域給に関する請願、陳情は二千百二十数件に及び、参議院に提出せられた請願陳情総数の六割以上が地域給是正の要望を訴えているものであり、衆議院においても地域給の請願三千七百件以上に及ぶ実情であった。

地域給是正の理由として主張されているのはおよそ次の様な点である。

(1)　経済事情の変動にともなって都市と農村、又は中央と地方との物価差というものはなくなっている。

(2)　同国の町村或いは隣県等とのバランスがとれていない。

(3)　特殊事情（駐留軍基地の設定、観光地等）により生計費が高い。

一方、人事院は、本年七月十八日（土）（第十六国会）に至り、給与改訂勧告（一五、四八〇円ベース）を提出したが、この際地域給の支給地域区分並に一般俸給手当法別表については何ら改訂の

意見を出さなかったばかりか、その改訂の見通しについても明確な説明がなされなかった。とこ
ろが当時一部の新聞紙上に人事院当局の意向としては地域給制度の根本的改正（段階の圧縮）を
考えているとの報道が伝えられたので各地に於ても動揺を来し、国会、人事院等に対する陳情も
又一段とはげしく、国会の予算委員会においてもこの問題がとり上げられるに至った。
両院の人事委員会においても問題の重要性にかんがみ、給与改訂勧告の問題とも関連して第十
六国会当初より詳細な検討を加えて来たのであるが、人事院の答弁としては、
(イ) 地域給制度の改訂についても根本的な制度改訂の方法を考えてはいるがまだ具体的方針を決
定しているものではない。
(ロ) 今国会（第十六国会）においては地域給改訂勧告は出来がたい。
(ハ) 地域給の改訂については国会の人事委員会とも連絡相談して解決したい。
旨が述べられ明確な見透しは得られなかった。

三、(1) 衆議院

衆議院においては七月二日（木）人事委員会において地域給に関する小委員会設立の動議が
決定され、十一名（各党派代表）より成る小委員会が設けられた。

（小委員長赤城宗徳委員（自））

小委員会は七月七日（火）以来数回開会され第十六国会閉会後も検討を続け、九月十日（木）
十一日（金）の小委員会において次の如き打合せを行った。この際、参議院側と地域給の問題
に関して各同打合会を開きたいとの旨さ、赤城小委員長より参議院村尾委員長に申入れた。

○衆議院人事委員会地域給小委員会協議内容（昭和二十八年九月十一日）

衆議院人事委員会としては、地域給の将来をいかにすべきかについて小委員会を設け数回協
議したが去る八月十日、地域給制度の改革に関する基本的態度として、地域給の廃止を最終
目途とし、第一段階では三級地までを廃止し、これらを非支給地とし、本俸及び扶養手当
の平均額のほぼ一割程度を俸給に繰り入れる。
第二段階としては、三級地以上についても今後漸少の基本的態度の下に考慮してゆくこ
とを決定した。
このような根本的態度の下に協議し、更に具体案として次の(1)および(2)案がほぼ妥当との結論
に達した。
(1) 俸給に一〇％を繰入れて現行五段階制を二段階縮減し、残りの現行三、四、五級地を一、二、三

級地として支給率をそれぞれ五%、十%、十五%とする案（所要予算額、年間約一七四億―国家公務員、公共企業体、地方公務員を含む―）

(2) 俸給に八七%を繰入れ、残りの三四、五級地を一、二、三級地とし、支給率をそれぞれ五%、十%、一五%とする案（所要予算額、年間約一一四億―国家公務員、公共企業体、地方公務員を含む―）

なお、以上は地域給制度をいかにすべきかの根本的な立場からの検討であるが、このような制度改革と並行して現行制度の下における不合理の是正――とりわけ上に述べた根本方針に基く新一級地以上となるべき地域――についても十分検討を加える。

かくて、右の根本方針が制度化された上は、当分の間、支給地域区分表を改訂しないこととする。

(2) 参議院

参議院人事委員会としては、委員定数も十名であり、特に小委員会を設ける必要も認められないので委員会として地域給の検討を行う事とし、七月八日（水）委員会において地域給改訂の見送り等について質疑を行い、両参考人より同委員会において調査を行った。

第十六国会中は具体的な結論を得るに至らなかったが、委員会における意見としては、

(イ) 地域給の問題については、人事院としては自らの基本的方針を明確にすべきである。

(ロ) 制度の根本的改訂も必要であるが、現行の不均衡をそのままにしておくのは適当でない。

(ハ) 制度改訂の名にかくれて地域給の是正が遅延するのはさけなければならない。

等の意見が述べられた。

閉会後においても更に継続調査を行い、九月二十一日（月）二十二日（火）の両日委員会を開会し、人事院より提出された資料について検討を加え、意見の交換を行い　その結果次の如き申合せを行った。

○ 参議院人事委員会、地域給に関する申合せ事項（昭和二十八年九月二十二日）

一、地域給級地指定の現在の方針によって現行制度の改訂を考究する。

二、現在の地域給に関する諸種の困難を克服する為めの方針によって現行制度の改訂は、先ず早急に之を行う。

三、地域給制度の改訂は、給与改訂の問題と切りはなして別個に行い、両者を混交しないこと。

（註）この申合せ事項中三項の具体的実施方法等については、関係委員の間に色々の意見が述べ

られているものである。

即ち「人事院の資料によれば、段階を圧縮して一挙に一割を本俸にくり入れるというような案であるが、それは人事院勧告の給与体系を自らくずすものではないか。」（溝口委員）

「本俸くり入れは人によって不利益を受ける場合が生ずるおそれがあるので、本俸とは別にして、地域給を引上げして行く方法をとるべきである」（千葉委員）等の意見が述べられた。

(ろ) 両院人事委員会同打合会

▽ 九月二十八日（月）

両院人事委員会の意見の調整をはかるため、夫々の申合せ事項について説明があり、質疑を行った。（衆議院側は地域給小委員会）

▽ 十月十四日（水）

両院人事委員会の一致した結論を得るために、夫々の申合せ事項について具体的に検討を加えた。

即ち、衆議院側としては、地域給の制度改訂（二段階圧縮）により基本的な解決をはかり、之と併行して不均衡是正も行うという主張であり、この線に基いて予算折衝等も行うべきであるという意向であったが、之に対し参議院側としては、制度改訂（二段階圧縮等）も当然必要であるが、予算上の可能性等を考えれば問題の解決が遅延するおそれもあり、又現状のアンバランスも著しいので、先ず速やかに現行制度の下における不均衡是正を行う必要があるとして、その具体的方法について若干の意見の相違があり、結論を得る迄には至らなかった。

尚、参議院側としては、制度改訂（二段階圧縮）に当っては現行実給額をから下いことを条件とすべきであると主張し、衆議院側もこれに賛成した。

▽ 十月十五日（木）

前日に引続き打合せを行った結果、次の如く申合せを行うことに意見一致した。

衆参両院人事委員会同打合会申合事項

一、地域給級地指定の現在のアンバランスの是正は、早急に之を行う。

一、現在の五段階を実質的に圧縮（二段階ぐらいを）すること。

（註） 参議院においては、各同打合会終了後直ちに委員会を開会し、右の申合せ事項並びにその

昭和三十八年十月十五日

実施条件として

一、給与改訂の問題を切りはなして別個に行い、両者を混交しないこと。

一、現行実給額をわらないようにすること。

至確認するとともに、人事院に対してこのような方針に基いて速やかに地域給支給地域区分の改訂並びに制度の合理化を行うよう要望した。

人事院提出資料(一)

二八・八・二六
給与第三課

現行勤務地手当制度合理化のための諸案の検討

一、俸給に一〇%を繰り入れて現行五段階制を二段階減し、残りの現行三、四、五級地を一、二、三級地として支給率をそれぞれ五%、一〇%、一五%とする案

(短所)

A、方法としては簡単で、この改正により手取額が減少することがないので納得がゆきやすい。

(長所)

B、東京の手取額がアップするため標準生計費及び民間給与水準の算定方法から見て矛盾を生じてくる。

二、俸給を一〇%アップして残りの級地率をそれぞれ現行の割合より下げて、たとえば四%、九%、一四%とする案

（長　所）

A、一案のように残った級地について、手取額がアップする事がない。

B、東京の手取額が合致するように前三級地の支給率を定めれば、標準生計費算定上の矛盾は解消する。

三、俸給を八、七%アップし、残りの三、四、五級地は一〇%、一五%とする案

（長　所）

A、東京の手取額に増減がないので標準生計費の組み方から見て矛盾がない。

B、予算が他案に比して少なくする。

（短　所）

A、現行二、三、四級地の転勤について、現行級地区分の場合に比して、手取額の減少がおきる事。ただしベース・アップと一緒にやれば一応問題にならない。

四、現行一、二級地について平均七%俸給をアップし、残り三、四、五級地は一、二、三級地として

支給率は五%、一〇%、一五%とする案

（長　所）

A、現行勤務地手当の予算額をほとんど増加せずに合理化することができる。

B、ベースアップの機会にやれば、現行二～五級地についても現在の手取額をダウンする事はない。

五、級地別定率制を級地別定額制とする案

イ、現行五段階制のまま定額化する場合

（長　所）

A、勤務地手当は暫定的な生活補給金であるという考え方から、現行のごとく（本俸十扶養手当）に支給率をかけることを改めて、上級転員になる

（短　所）

A、ベースアップの機会にやらないと現行二～五級地については手取額がダウンするので実行不可能。

B、ベースアップのための予算額が勤務地手当の合理化に消費された感を与える。

（短　所）

A、等級に則応して手当額を固定化するので各級地ごとに手当額表を作製することになり、給与事務が煩雑になる。

るに従い、適当に割合を逓減していくことができる。

B、ベースアップのたびごとに勤務地手当額の割合は漸減してゆくので撤廃する場合に便利である。

B、固定化する場合に手当額に増減を生じ切換措置が困難であり、かつ相当の予算を要する。

C、従来は率で現わされていたものが金額で表現されるので、上級職員への不満が目につきやすくなる。

六ロ[illegible]案と組み合せ逓減りの級地について、定額制とする案

六、現行勤務地手当制度を全廃し、現給を定額の特別調整額とし、異動の際は各任命権者において調整する案

（長所）

A、地方公共団体及び政府関係機関が現行制度におけるようにそのまゝの形で追随してくるのをある程度防止し、予算増を抑制することが可能になるのではないかと思われる。

B、新制度に移行する場合従来の俸給表を組みかえる必要がない。

C、平衡交付金の算定基礎として利用することがある程度不可能になり、勤務地手当制度が現在のように政治問題化するのを防止することができる。

D、ベースアップごとに手当額の割合が漸減してゆき全廃する場合に便利である。

（短所）

A、この考え方は本人限りの現給保障をねらつたものだが東京における標準生計費の組み方から考えて、次の場合の処置に困難性を生ずる。すなわち東京に新職員を採用する場合従来保障されている職員と同額は保障されねば標準生計費の組み方からみておかしいが、新規採用の者にも支給する現給保障とは何かということになる。

B、職員の異動の際同一資格の職員向の給与のおうとつをいかに調整するかが問題である。

C、実施の法的根拠として人事院規則に委任することが考えられるが、このような大巾な委任は問題である。

D、将来勤務地手当廃止の際大都市には何らかの手当の必要が考えられるので一挙に廃止することは問題である。

（資料二）

現行勤務地手当級地別市町村数

＼	市	町	村	合計
五級地	六二	一五	四	八一
四級地	三五	四二	二一	九八
三級地	七九	一〇〇	七五	二五四
二級地	一一二	三三二	一九六	六四〇
一級地	一五	一、〇一七	九八八	二、〇二〇
小計	三〇三	一、五〇六	一、二八四	三、〇九三
〇級地	〇	四三八	六五四六	六九八四
総合計	三〇三	一、九四四	七、八三〇	一〇、〇七七

注 (1) 一市町村で二つ以上の級地にわたる場合は、その最高の級地を一市町村として数えた。

(2) 東京の特別区二三区は、一区を一市とみなした。

(3) 二七年一〇月一日現在における行政区画によった。

資料3

機関 ＼ 級地		5級地	考
一般職職員	給与法適用者	149,700 (31.8)	
	公労法適用者	59,600 (22.8)	現在 庁舎)
	小計	209,300 (28.6)	
政府関係機関	日本電信電話公社	60,300 (38.2)	形式) 可)
	日本国有鉄道	109,800 (24.6)	
	日本専売公社	8,300 (21.7)	物)
	小計	178,400 (27.7)	
地方公務員	都道府県	132,100 (15.6)	可)
	市町村	142,300 (28.2)	
	小計	274,400 (20.3)	

(注) 1. 本表は、昭和29年度

2. 俸給額は、実人員数の

資料 3

現行勤務地手当級地別職員数

機関 ＼ 級地		5級地	4級地	3級地	2級地	1級地	無級地	合計	備考
一般職職員	給与法適用者	149,700 (31.8)	56,600 (12.0)	90,200 (19.5)	82,200 (17.5)	63,500 (13.5)	27,400 (5.7)	469,600 (100.0)	28年4月1日現在（大蔵省調）
	公労法適用者	59,600 (22.8)	17,400 (6.7)	34,400 (13.2)	42,200 (16.1)	46,400 (17.8)	61,100 (23.4)	261,100 (100.0)	郵政 28年3月1日現在 林野、印刷、造幣 28年4月1日現在 アルコール28年3月末日現在（各省庁調）
	小計	209,300 (28.6)	74,000 (10.2)	124,600 (17.1)	124,400 (17.0)	109,900 (15.0)	88,500 (12.1)	730,700 (100.0)	
政府関係機関	日本電信電話公社	60,300 (38.2)	6,700 (4.2)	18,800 (11.9)	35,700 (22.6)	28,700 (18.2)	7,900 (5.0)	158,100 (100.0)	27年12月末日現在（宮内指定の形式）（電々公社調）
	日本国有鉄道	109,800 (24.6)	6,600 (1.5)	70,600 (15.8)	71,400 (16.0)	188,800 (42.1)	0	447,200 (100.0)	27年4月1日現在（国鉄調）
	日本専売公社	8,300 (21.7)	2,500 (6.6)	10,300 (26.9)	10,800 (28.4)	4,900 (12.8)	1,300 (3.6)	38,100 (100.0)	28年4月1日現在（専売公社調）
	小計	178,400 (27.7)	15,800 (2.5)	99,700 (15.5)	117,900 (18.3)	222,400 (34.6)	9,200 (1.4)	643,400 (100.0)	
地方公務員	都道府県	132,100 (15.6)	42,700 (5.0)	77,400 (9.1)	152,100 (17.9)	181,200 (21.3)	264,600 (31.1)	850,100 (100.0)	27年4月末日現在（自治庁調）
	市町村	142,300 (28.2)	33,600 (6.7)	40,900 (8.1)	65,300 (12.9)	59,600 (11.8)	162,900 (32.3)	504,600 (100.0)	〃上
	小計	274,400 (20.3)	76,300 (5.6)	118,300 (8.7)	217,400 (16.0)	240,800 (17.8)	427,500 (31.6)	1,354,700 (100.0)	

(注) 1、本表は、昭和28年度の予算定員を、級地別の実員数に応じて、各級地に按分したものである。

2、備考欄は、実人員数の調査方法、調査の行われた期日等を示す。

	小計	0級地	総合計
	三〇三	〇	三〇三
	一、五〇六	四三八	一、九四四
	一、二八四	六五四六	七、八三〇
	三、〇九三	六、九八四	一〇、〇七七

注 (1) 一市町村で二つ以上の級地にわたる場合は、その最高の級地を一市町村として数えた。

(2) 東京の特別区二三区は、一区を一市とみなした。

(3) 二七年一〇月一日現在における行政区画によった。

	本給額が現た場合 合計
	億円
法適用者	4.939
法適用者	10.489
計	15.428
電信電話公社	2.156
国有鉄道	20.822
専売公社	0.208
計	23.186
道府県	50.188
町村	24.860
計	75.048
計	113.662

が実施された

適用者	5.632
計	129.566

資料 4

		本給額が現行の場合 合計
		億円
一般職職員	給与法適用者	4.939
	公労法適用者	10.489
	小計	15.428
政府関係機関	日本電信電話公社	2.156
	日本国有鉄道	20.822
	日本専売公社	0.208
	小計	23.186
地方公務員	都道府県	50.188
	市町村	24.860
	小計	75.048
総計		113.662

給与勧告が実施された場合

給与法適用者	5.632
総計	129.566

資料 4

勤務地手当制度の改正に伴う予算 （増加額）

		一段階縮減した場合						二段階縮減した場合					
		現行勤務地手当の支給率を単純に俸給に繰入れた場合			東京等5級地における基本俸額が現行と同額になるようにした場合			現行勤務地手当の支給率を単純に俸給に繰入れた場合			東京等5級地における基本俸額が現行と同額になるようにした場合		
		基本給	諸手当	合計	基本給	諸手当	合計	基本給	諸手当	合計	基本給	諸手当	合計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
一般職職員	給与法適用者	5.281	0.673	5.954	-0.924	-0.660	-1.564	12.882	3.525	16.407	3.402	1.537	4.939
	公労法適用者	5.363	1.483	6.846	2.268	0.707	2.975	12.766	3.614	16.380	8.058	2.431	10.489
	小計	10.644	2.156	12.800	1.364	0.047	1.411	25.684	7.139	32.787	11.460	3.968	15.428
政府関係機関	日本電信電話公社	1.703	0.577	2.280	-0.310	-0.106	-0.416	4.550	1.572	6.122	1.506	0.650	2.156
	日本国有鉄道	0	0	0	0	0	0	21.881	4.869	26.750	17.136	3.686	20.822
	日本専売公社	0.344	0.155	0.499	-0.143	0.026	-0.117	0.808	0.331	1.139	0.075	0.133	0.208
	小計	2.047	0.732	2.779	-0.453	-0.080	-0.533	27.239	6.772	34.011	18.717	4.469	23.186
地方公務員	都道府県	24.883	4.245	29.128	12.976	2.436	15.412	60.985	10.206	71.191	42.758	7.430	50.188
	市町村	12.970	3.490	16.460	7.182	2.149	9.331	27.931	7.785	35.716	19.111	5.749	24.860
	小計	37.853	7.735	45.588	20.158	4.585	24.743	88.916	17.991	106.907	61.869	13.179	75.048
総計		50.544	10.623	61.167	21.069	4.552	25.621	141.803	31.902	173.705	92.046	21.616	113.662

給与勧告が実施されたものとして計算した場合

給与法適用者	6.017	0.762	6.779	-1.030	-0.763	-1.793	14.677	4.030	18.707	3.876	1.756	5.632
総計	57.586	12.028	69.614	24.004	5.262	29.266	161.559	36.472	198.031	104.870	24.696	129.566

地域差指数

別消費者

費実態調

24.5
24.1 25.5
54都市

80

85

資料5

地域差指数

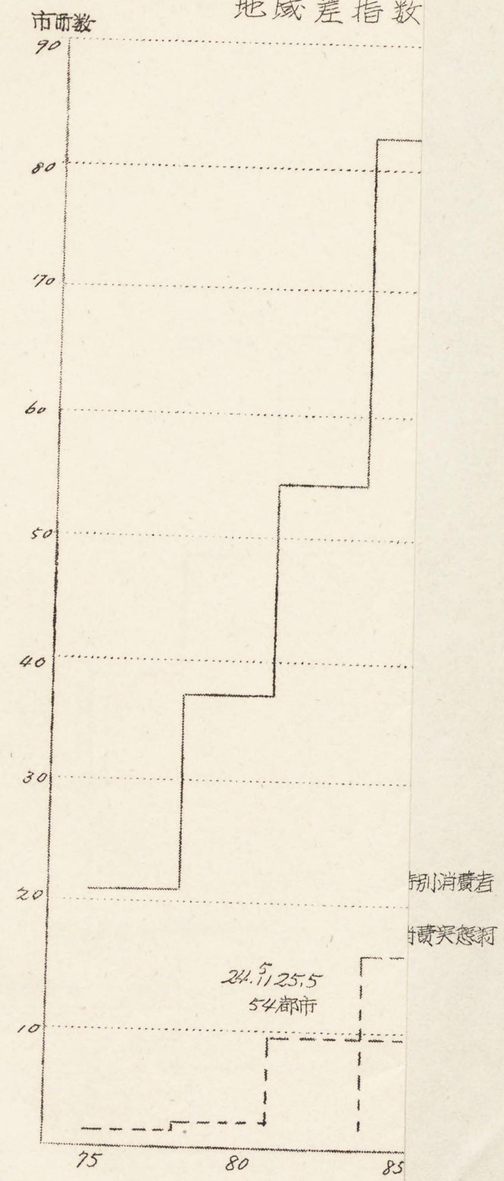

資料 5

地域差指数度数分布の推移

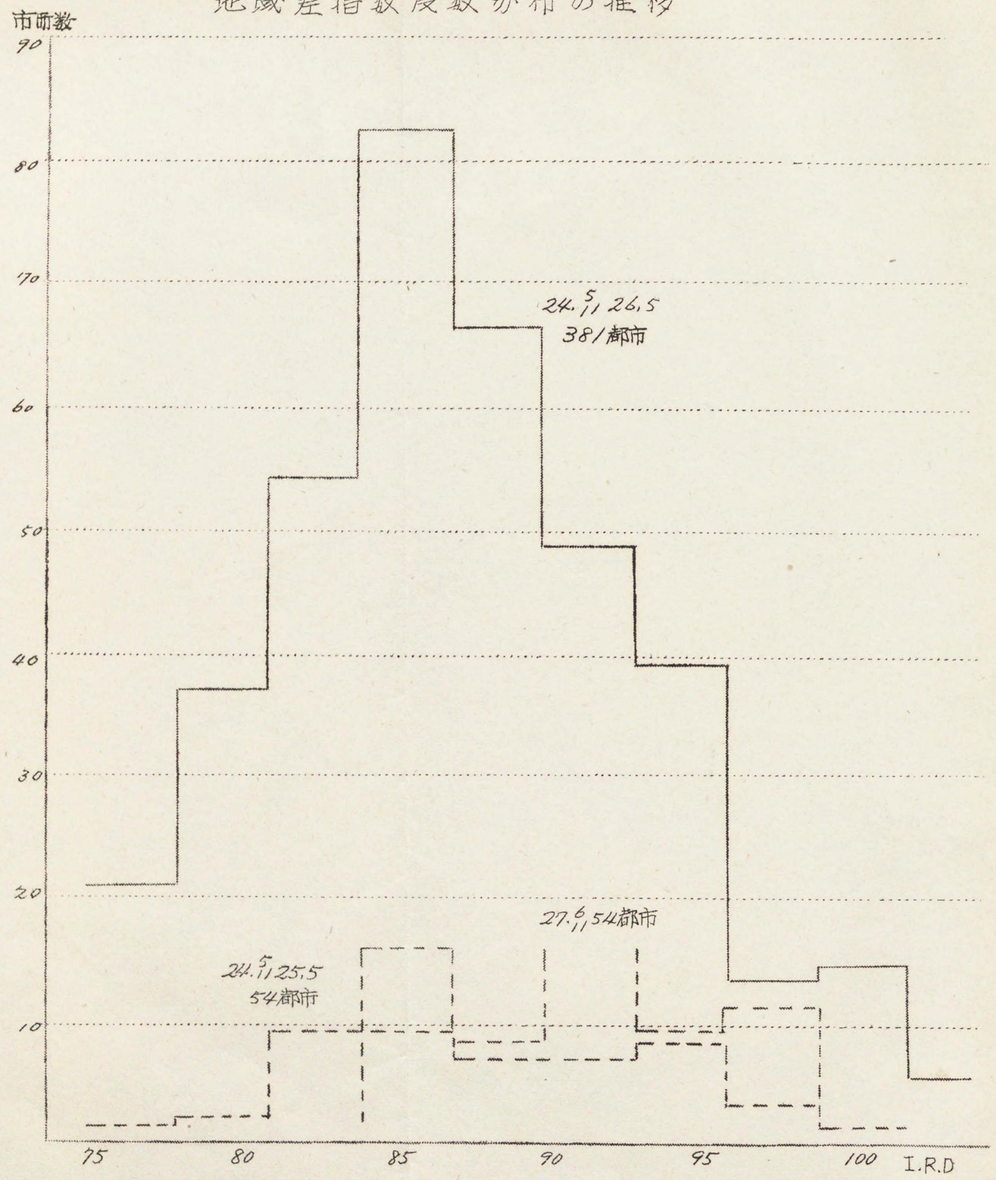

（注） 本表は、昭和24年5月及び11月ならびに、昭和25年5月の特別消費者価格調のI．R．Dの平均値と、昭和27年6月及び11月の特別消費実態調査のI．R．Dの平均値の分布状況を図示したものである。

資料 6

市町村別地域差指数度数分布

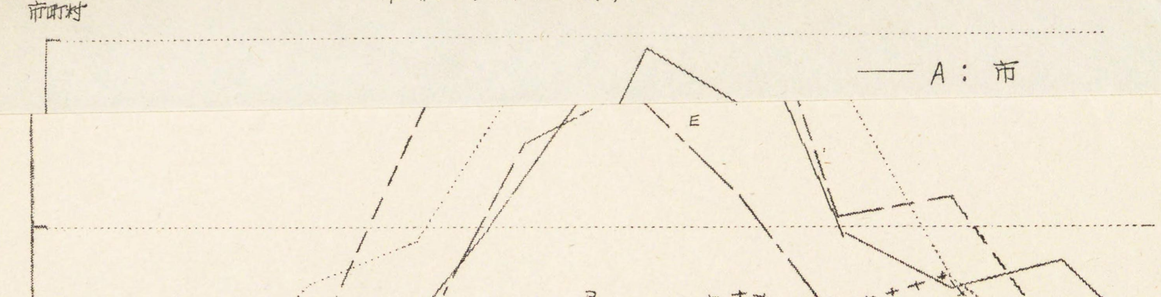

資料 6

市町村別地域差指数度数分布

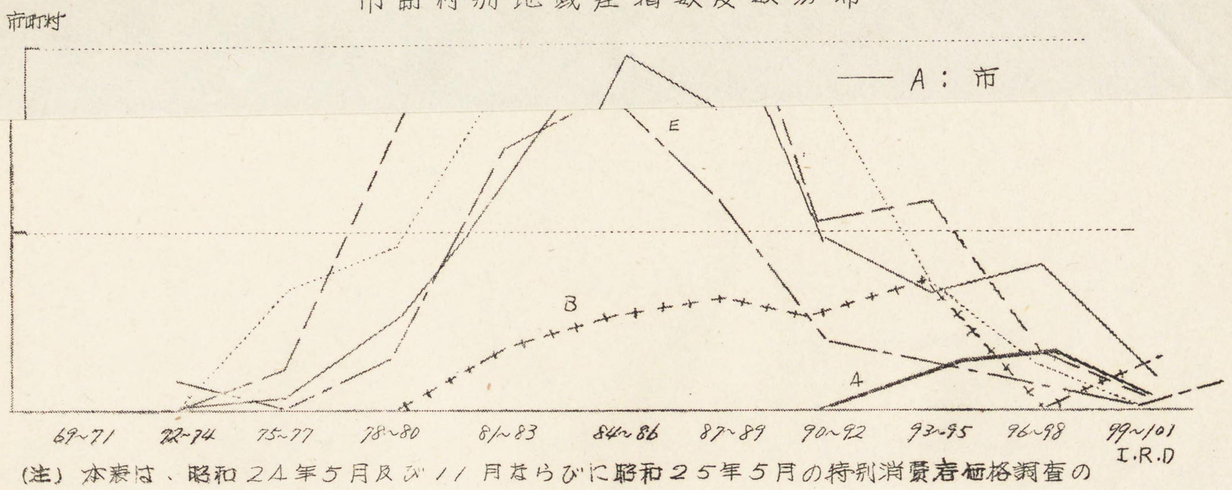

(注) 本表は、昭和24年5月及び11月ならびに昭和25年5月の特別消費者価格調査のI.R.Dの平均値による。

資料 6

市町村別地域差指数度数分布

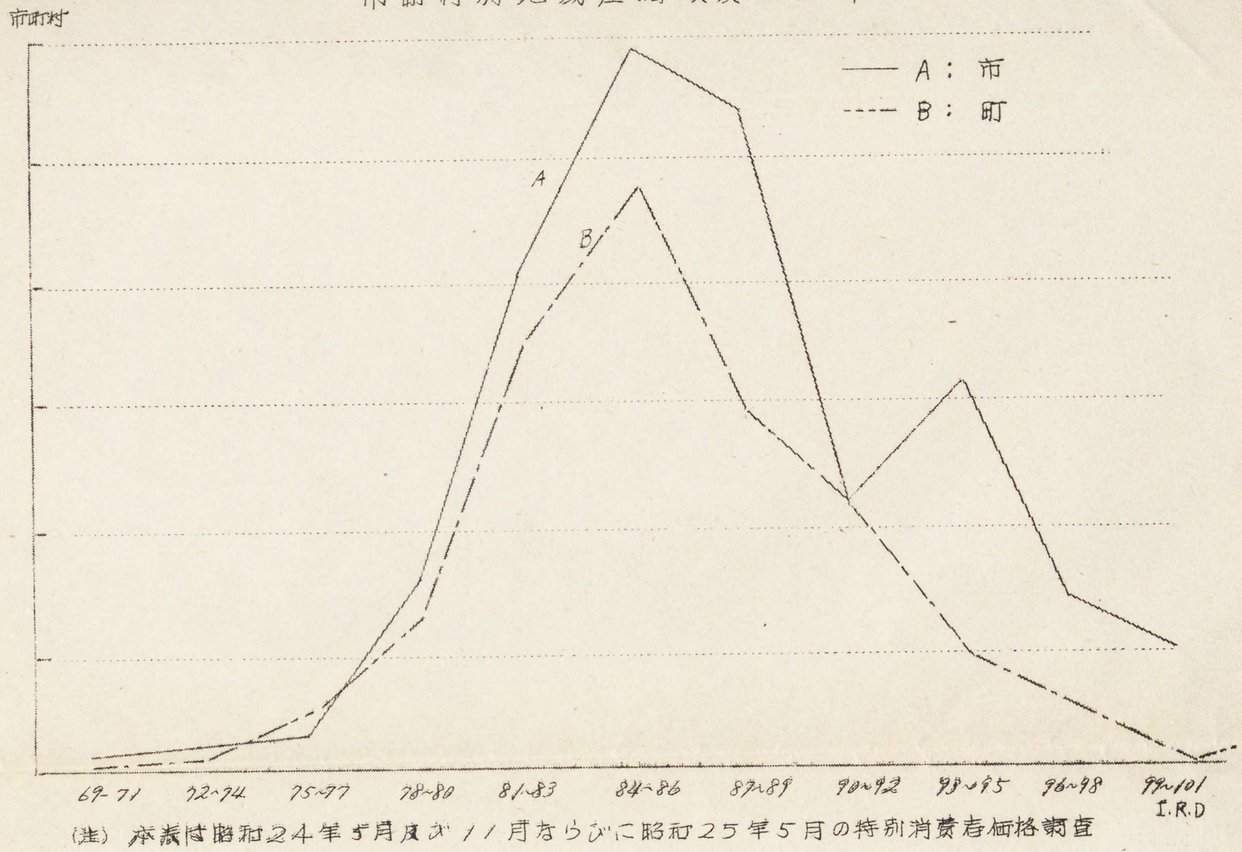

(注) 本表は昭和24年5月度及び11月ならびに昭和25年5月の特別消費者価格調査のI.R.Dの平均値による。

市町別、規模別、地域差指数度数分布

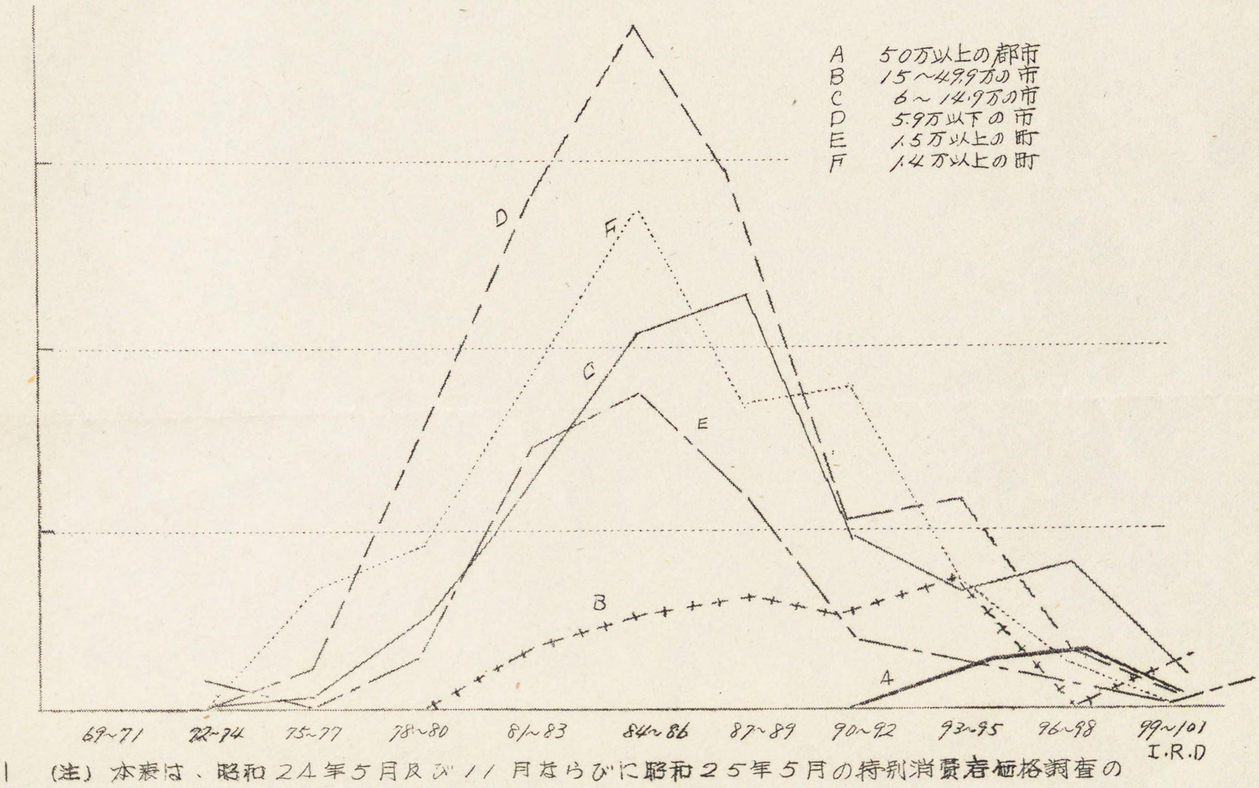

(注) 本表は、昭和24年5月及び11月ならびに昭和25年5月の特別消費者価格調査のI.R.Dの平均値による。

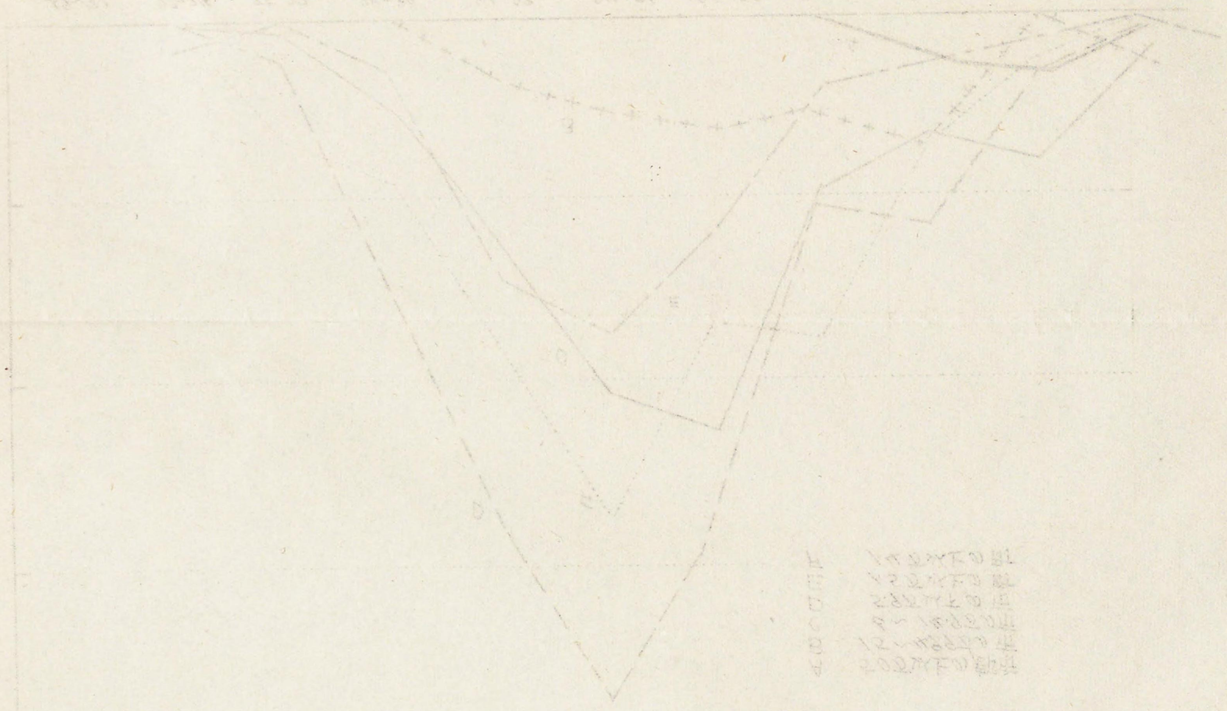

資料7

民間賃金府県別格差（東京＝100）

	労働省調（26年5月）			人事院調（28年3月）		
40	福岡	98		1	北海道	99
13	東京	100		3	×岩手	99
28	兵庫	102		40	福岡	99
27	大阪	103		13	東京	100
14	神奈川	104		27	大阪（府）	104

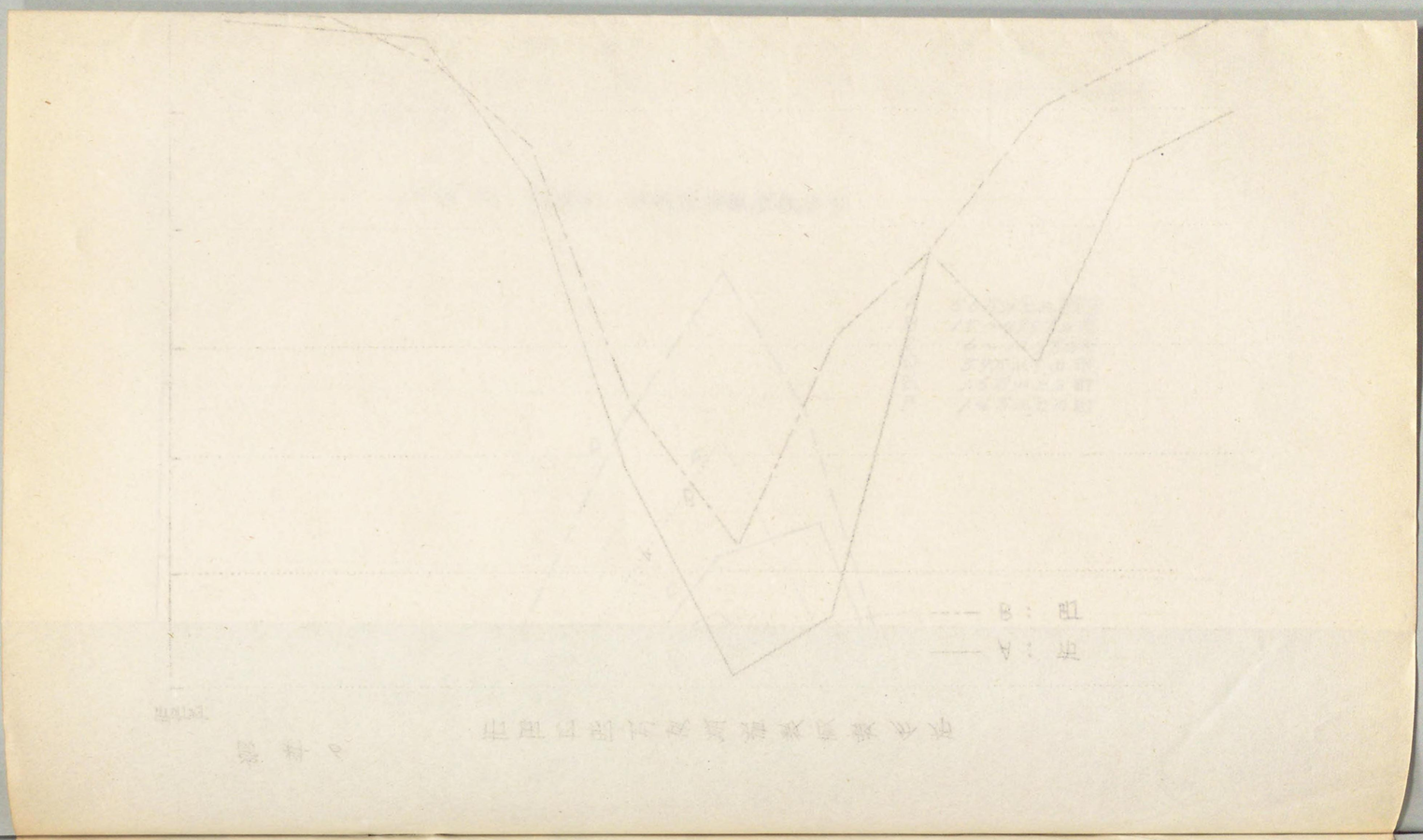

資料7

民間賃金府県別格差（東京＝100）

労働省調（28年5月）				人事院調（28年3月）			
40	福岡	98		1	北海道	99	
13	東京	100		3	×岩手	98	
28	兵庫	102		40	福岡	99	
27	大阪	103		13	東京	100	
14	神奈川	104		27	大阪（府）	104	
				28	兵庫	105	
	平均	82.2	89.1	54	大阪（市）	106	
	中位数	81.7	88.3 →	55	神戸（市）	106	
	並数	80.6	85.9	14	神奈川	107	
				51	横浜市	111	

（注）1 本表は、各府県の民間事業所における標準的な数職種につき、同一程度の職務を有する職員の給与を指数化し、これを府県別に平均し、対東京の水準を求めたものである。

2. △印は指数が6％以上劣ったもの、×は順位が相当劣ったものを示す。

資料7

民間賃金府県別格差（東京＝100）

労働省調（26年5月）				人事院調（28年3月）			
番号	県名	百分率		番号	県名	百分率	
6	山形	66		6	山形	69	
46	鹿児島	△ 67		17	× 石川	71	
31	鳥取	△ 68		10	群馬	75	
18	福井	△ 69		31	鳥取	75	
36	徳島	△ 71		20	長野	76	
10	群馬	72		46	鹿児島	76	
19	山梨	△ 72		4	宮城	80	
37	香川	72		36	徳島	80	
20	長野	74		9	× 栃木	81	
32	島根	△ 75		15	新潟	81	
3	岩手	△ 76		2	× 青森	82	
25	滋賀	△ 76		32	島根	82	
29	奈良	△ 76		39	× 高知	82	
4	宮城	78		41	佐賀	83	
8	茨城	△ 78		43	× 熊本	83	
21	岐阜	△ 78		7	福島	84	
38	愛媛	78		19	× 山梨	84	
44	大分	△ 78		44	大分	84	
15	新潟	79		5	秋田	85	
17	石川	79		16	富山	85	
41	佐賀	79		38	愛媛	85	
7	福島	80		18	福井	87	
16	富山	80		29	× 奈良	87	
5	秋田	82		37	× 香川	87	
9	栃木	82		21	岐阜	88	
2	青森	83		25	× 滋賀	88	
24	三重	△ 83		11	埼玉	89	
39	高知	83		34	広島	89	
11	埼玉	84		24	三重	90	
42	長崎	△ 84		45	宮崎	90	
22	静岡	△ 85		26	京都	91	
33	岡山	△ 85		8	× 茨城	92	
34	広島	86		33	岡山	92	
43	熊本	87		53	京都（市）	92	
1	北海道	△ 88		12	千葉	93	
45	宮崎	88		30	和歌山	93	
12	千葉	89		22	静岡	94	
30	和歌山	92		42	長崎	94	
35	山口	96		23	愛知	96	
26	京都	97		35	山口	96	
23	愛知	98		52	名古屋（市）	97	
40	福岡	98		1	北海道	99	
13	東京	100		3	× 岩手	99	
28	兵庫	102		40	福岡	99	
27	大阪	103		13	東京	100	
14	神奈川	104		27	大阪（府）	104	
				28	兵庫	105	
				54	大阪（市）	106	
				55	神戸（市）	106	
				14	神奈川	107	
				54	横浜市	111	

平均	82.2	89.1
中位数	81.7	88.3
並数	80.6	85.9

（注）1 本表は、各府県の民間事業所における標準的な数種につき、同一程度の職務を有する職員の給与を指数化し、これを府県別に平均し、対東京の水準を求めたものである。

2. △印は指数が6％以上劣ったもの、×は県の順位が相当異ったものを示す。

第十七回国会（臨時）

参議院会議録号外

昭和二十八年十二月

7 号

第十七回国会（臨時）
第十八回国会（臨時）

参議院人事委員会審議要録

昭和二十八年十二月

7号

参議院人事委員会専門員室　編

○第一七回国会会期一覧

	会期	備考
	臨時国会	
28、10、29 ～ 11、4	7日	11、4衆議院、参議院は7日まで3日間延長を議決
〃 11、5 ～ 11、7	3日	
	10日間	

○第一八回国会会期一覧

	会期	備考
	臨時国会	
28、11、30 ～ 12、8	9日	
	9日間	

目次

一、参議院人事委員会議事経過日程表 …… (1)
二、人事委員の辞任及び送任 …… (16)
三、議案審議 …… (17)
A 議案経過 …… (17)
B 議案審議経過表 …… (20)
〔I〕特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 …… (24)
(a) 提案理由説明（愛知大蔵政務次官） …… (24)
(b) 審査報告 …… (26)
(c) 特別職の職員給与法審議における修正試案（未発議） …… (27)
（左社修正試案） …… (27)
（参考資料）特別職の職員給与法の衆議院人事委員会審議における改進党提出修正案（委員会否決） …… (28)
〔II〕保安庁職員給与法の一部を改正する法律案 …… (29)
(a) 提案理由説明（木村保安庁長官） …… (29)
(b) 審査報告 …… (31)

(C) 保安庁職員給与法審議における修正試案（未発議）
（自由党修正試案）……(32)
〔III〕 ○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣法律一号）……(32)
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（衆法律二号）……(34)
(A) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣法律一号）……(34)
(a) 一般職職員給与法案……(34)
(b) 提案理由説明（福永内閣官房長官）……(34)
(C) 一般職職員給与法案（内閣法律一号）修正案……(35)
(d) 審査報告……(35)
(B) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（衆法律二号）……(37)
(a) 一般職職員給与法案……(37)
(b) 提案理由説明（衆議院議員永田亮一君）……(37)
(c) 審査報告……(38)
(C) 一般職の職員給与法審議における各種修正試案（未発議）……(39)
イ、（自由党修正試案）……(39)
ロ、（社会党（左）修正試案）……(41)
ハ、（社会党（左）修正試案）……(42)
(D) 公務員の給与改善に関する決議案（未発議）……(74)
（参考資料）一般職の職員給与法の衆議院人事委員会審議における
改進党提出修正案（委員会否決）……(76)
（参考資料）一般職の職員給与法審議に際する全国聾盲学校長会修
正要望書……(78)
(E) 給与法審議における関係資料……(81)
資料(1)～(4)（大蔵省提出）……(81)
資料(5)（人事院提出）……(101)
資料(6)～(13)（参議院人事委員会専門員室）……(101)
ノ、裁判官、検察官の報酬・給料等の法律の一部改正に関する審議経過
並びに結果（法務委員会付託案件）……(138)
(1) 判、検事給与法審議の経過概要……(138)
(2) 認証官と特号検事のバランス維持の例外的措置……(140)
(3) 裁判官報酬に関する法案……(142)
(4) 検察官俸給等に関する法案……(146)
(5) 提案理由説明（三浦法務政務次官）……(150)

補足説明（法務大臣官房訟務局長）……(151)
(6) 衆議院法務委員会における自由党提出修正案……(157)
(7) 自由党提出修正案の提案説明（衆議院議員鍛冶良作君）……(161)
(8) 衆議院修正説明（衆議院議員鍛冶良作君）……(163)
(9) 衆議院本会議における審議経過並びに結果……(166)
(10) 参議院法務委員会における衆議院修正可決部分に関する説明……(171)
（衆議院議員小沢佐重喜君）
(11) 審査報告……(175)
二、公労法関係三公社五現業の仲裁裁定……(178)
(1) 仲裁裁定に関する各委員会における審査の報告……(178)
(2) 仲裁裁定に関する新聞論評……(179)
三、公労法の適用を受ける三公社五現業の年末手当並びにプラスアルファに関する団体交渉結果（一覧表）……(184)
参考（新聞掲載記事）……(232)
(1) 給与改訂に関するもの……(232)
(2) 年末手当等に関するもの……(232)
(3) 特別特命制度に関するもの……(246)
(4) 退職年金法に関するもの……(247)
(5) 行政機構改革に関するもの……(249)
四、国家公務員の給与問題、公務員制度に関する調査報告書……(257)
五、参議院人事委員会請願及び陳情……(267)

一、参議院人事委員会議事経過日程表

○第十七回国会　十月二十九日～十一月七日

会議名	月日	議題
委員会（第一回）	28.10.31(土)	1、国家公務員の給与向上に関する調査報告書及び公務員制度に関する一般調査報告書を決定した。 2、特別特命制度、任用制度及び新年金制度について入江人事官から説明を聴き質疑を行った。 3、勤務地手当及び給与ベース改訂について人事院当局に対し質疑を行った。
委員会（第二回）	11.2(月)	給与ベース改訂等に関する人事院勧告及び期末手当について政府委員に対し質疑を行った。
委員会（第三回）	11.6(金)	1、請願書第一号外八十一件　陳情書第九号外三件は議院の会議に付するを要するものと内閣に送付するを要するものとして内容に送付するを決定し、請願書第七三号を審査した。 2、国家公務員の給与向上に関する調査報告書を決定し、本件の継続調査要求書を提出することを決定した。 3、公務員制度に関する一般調査報告書を決定した。
	11.7(土)	○通知書受領 今七日衆議院事務総長から本院事務総長宛　同院は閉会中左の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。 人事委員会において「公務員の給与に関する件」

会議名	月日	議題
本会議	11、7(土)	日程第七乃至第八十七の請願 日程第百四十三乃至第百四十六の陳情 右の請願及び陳情は、日程の順序を変更し、人事委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を以て採択、内閣に送付することに決した。
	11、7(土)	○調査要求承認 昨六日人事委員長から提出した「国家公務員の給与向上に関する調査」の委員会審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

第十七回国会閉会後（継続調査）

委員会（第一回）		
	11、10(火)	給与ベース改訂、期末手当及び勤務地手当に関する件について関係政府当局に対し質疑を行つた。
	17(火)	○意見書受領 昨十七日人事院総裁浅井　清君から、国家公務員法第百八条の四項及び同法第二十三条の規定に基き、恩給制度に関する研究の成果及び意見を受領した。
委員会（第二回）	11、19(木)	人郵政政務員給与体系是正について郵政省当局に対し質疑を行つた。 ○退職年金制度に関する勧告について神田人事官から説明を聴いた。

会議名	月日	議題
委員会（第三回）	11.30（金）	3.給与ベース改訂及び期末手当の件及び仲裁裁定の実施等について福永官房長官に対し質疑を行った。 ノ.給与ベース改訂及び勤務地手当に関する件について政府関係当局に対し質疑を行った。 ヲ.教育職員の特別俸給表に関する件について入江人事官から説明を聴き質疑を行った。
委員会（第四回）	11.31（土）	給与ベース改訂等に関する件について協議を行った。
委員会（第五回）	11.37（金）	給与ベース改訂及び勤務地手当に関する件について人事院当局に対し質疑を行った。

委員会（第六回）	11.28（土）	給与ベース改訂及び勤務地手当に関する件等について大蔵省当局に対し質疑を行った。
委員長理事打合会	11.30（日）	本委員会の運営について協議を行った。
〇第十八回国会（十一月三十日～十二月八日）		
	〃	〇議案付託（予備審査） 議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（内閣法律一号） 「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（内閣法律大号）

会議名	月日	議題
委員会（第一回）	一二、二（水）	○要求書受領 内閣から、本月六日任期満了となる浅井　清君を人事官に再任したいので、国家公務員法第五条の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
〃	一二、三（木）	○国家公務員の給与問題に関する調査報告書を決定した。（継続調査事件）
委員会（第二回）	一二、四（金）	○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について政府委員から説明を聴いた。 ○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について政府委員から説明を聴いた後、質疑を行つた。
	一二、七（月）	○通知書受領 内閣より本日左記の通り発令になつた旨の通知があつた。

委員会（第二回）

一二、三（木）
○議案付託（予備審査）
議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。
「保安庁職員給与法の一部を改正する法律案」（内閣送付第九号）

一二、四（金）
○保安庁職員給与法の一部を改正する法律案について木村保安庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、質疑を行つた。
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について政府当局に対し質疑を行つた。

一二、七（月）
○通知書受領
内閣より本日左記の通り発令になつた旨の通知があつ

会議名	月日	題
		た。 人事官に浅井　清君を任命し、人事院総裁を命ず る。
	十二、七(月)	○議案付託 議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を人事委員会に付託した。 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第一号） 「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第六号） 「保安庁職員給与法の一部を改正する法律案」（閣

委員会（第三回）	
	〃
	十二、七(月)

法第九号）
又議長は、左の衆議院提出案を人事委員会に付託した。
「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第二号）
○議案付託（予備審査）
議長は、左の衆議院送付案を人事委員会に付託した。
「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（益谷秀次君外十四名提出）（衆第二号）
人一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）について政府委員に対し質疑を行つた。
次、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法

会議名	月日	議題
		律案（衆第二号）について発議者衆議院議員永田亮一君から説明を聴いた。
委員会（第四回）	12、8(火)	一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣法第一号）の衆議院の修正点について衆議院議員永田亮一君から説明を聴き、同君及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。 二、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正する法律案（衆第二号）について発議者衆議院議員永田亮一君及び政府委員に対し質疑を行つた後、可決した。 三、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を可決した。

会議名	月日	議題
本会議	〃	一、保安庁職員給与法の一部を改正する法律案について政府委員に対し質疑を行つた後、可決した。 二、国家公務員の給与問題に関する調査報告書を決定した。 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出） 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付） 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付） 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付） 右の四案は、日程に追加し、人事委員長から委員会

会議名	月日	議
		審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、第一の議案は可決、第二の議案は記名投票を以て採決の結果、賛成一二一反対八三にて可決、第三及び第四の議案は可決された。 （参照） 十二月七日の衆議院本会議に於ける審議の結果は次の通りである。 日程第十一般恩給の恩員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（益谷秀次君外十四名提出） 日程第十一一般恩給の恩員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 日程第十二特別恩の恩員の給与に関する法律の一部を

改正する法律案（内閣提出）
右三案を一括して議題とし、人事委員長の報告の後、まず日程第十の審議に入り、採決の結果、日程第十を委員長報告の通り可決し、つぎに、日程第十一及び第十二の審議に入り、鍋林三喜男君の日程第十一及び第十二に対する修正案（鍋林三喜男君提出）の趣旨弁明及び加賀田　進君の日程第十一及び第十二に対する修正案（加賀田　進君外六名提出）の趣旨弁明があつて討論の後、採決に入り、まず、鍋林君提出、日程第十一に対する修正案を否決し、つぎに加賀田君外六名提出、日程第十一に対する修正案を否決し、つぎに、日程第十一を委員長報告の通り修正議決し、つぎに、鍋林君提出、日程第十二に対す

会議名	月日	議題
		第十二を委員長報告の通り可決した。 日程第十二に対する修正案を否決し、つぎに、甘粕 る修正案を否決し、つぎに、加賀田君外六名提出、

二、人事委員の辞任及び選任

人事委員氏名（第十六回国会閉会　昭28、8、10現在）

委員長　村尾重雄君
理事　千葉信君
委員　加藤武徳君
　　溝口三郎君
　　岡三郎君
　　後藤文夫君
　　宮田重文君
　　松岡平市君
　　山川良一君
　　紅露みつ君

○委員の異動

年月日	異動	委員
28、10 29（木）	辞任	松岡委員
	補欠選任	松野鶴平君

28.10	29（木）	加藤委員	愛知揆一君

（以上第十七回国会中）

11	9（月）	松野　〃	松岡平市君
〃	10（火）	愛知　〃	加藤武徳君
〃	16（月）	加藤　〃	愛知揆一君
〃	21（土）	愛知　〃	加藤武徳君
〃	24（火）	溝口　〃	飯島連次郎君
〃	26（木）	飯島　〃	溝口三郎君

（以上第十七回国会閉会後継続調査中）

12	7（月）	紅露　〃	松原一彦君

（以上第十八回国会中）

人事委員氏名（第十八回国会閉会　昭28.12.8現在）

委員長　村尾重雄君

理事　千葉信君　宮田重文君

委員　加藤武徳君　松岡平市君

溝口三郎君　山川良一君

岡三郎君　松原一彦君

後藤文夫君

三　議案審議

A　議案経過

◎内閣提出法律案

○両院を通過したもの

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（修）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案

○両院を通過したもの

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

B　議案審議経過表

件名	提出 月日	衆議院 本院に受領又は（衆）へ送付月日	衆議院 委員会	衆議院 本会議	参議院 委員会	参議院 本会議	備考
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内法才一号）	11.30（月）	12.7（月）	11.30（月）	12.7（月）	12.3（木）提案理由説明	12.8（火）議決	施行 二九、一一 但し附則七項から九項までは公布即日施行
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内法才六号）	11.30（月）	12.7（月）	11.30（月）	12.6（日）修正議決	12.7（月）修正議決	12.8（火）議決	施行 二九、一一 但し七条の三の改正規定と附則三項は公布即日施行
保安庁職員給与法の一部を改正する法律案（内法才九号）	12.3（木）	12.7（月）	11.30（月）	12.7（月）	11.30（月）予備審査 12.7 修正部分	12.8（火）議決	施行 二八、一二、三一
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（衆才二号）（益谷秀次君外十四名提出）	12.5（土）	12.7（月）	12.6（日）	12.7（月）	12.7（月）予備審査	12.8（火）	

第十八回国会の法案審議に於ける給与関係法案の内容概説

第十八臨時国会では、十四件の法律が成立したが、これらの法律のうち九件は同じく成立した第二補正予算の裏付けとなるものである。そしてそのうちには公務員の生活に大きな影響のあるベースアップや、年末手当をきめた給与関係の法律が七件もあり、また補正予算に関係のない法律のなかにも、輸出加工業者に減税を認めることについての法律のように直接に国民生活に影響するものもあったのである。

右の如き法律の外に第二補正予算三件、仲裁裁定八件と条約二件が成立した。

これら第十八臨時国会で成立した法律中給与関係法律についてその内容を概説する

○人事委員会

(1) 一般職の職員の給与に関する法律改正法

前国会では、この名前で二つの改正法が成立した。その一は衆議院提出、その二は政府提出であった。衆議院提出の改正法によって、十二月三十一日から、これまで地域給が支給されなかったいわゆる無給地を一級地に引上げ、地域給を支給されることになる。この改正法は十二月三十一日施行。

政府提出の改正法は、第二補正予算に盛られている一般職の職員の給与引上げを、法律で定めたものである。この一般職の職員の給与の引上げについては、すでに人事院勧告が出されていて、それによれば今年の三月現在、十三、九%引上げて、一万五千四百八十三円ベースとするというのだった。こんどの改正法でも新ベースは人事院勧告と同じ一万五千四百八十三円とし、俸給表も人事院勧告と同じものを使っている。

ただし引上げの実施は人事院勧告とはずらして明年一月一日からになっている。

さらに地域給の一級地分（本俸と家族手当の〇、〇五）が本俸に繰入れられることになっている。このため、実際には、九・三%の引上げにしかならないがともかくもこの引上げにより、新制大学卒業者の初任給（六級一号）の本俸は七千六百五十円から八千七百円になる。そして引上げ率のよいのは比較的地位の低い七、八級の人たちで、十一%ぐらいあがる人もある。この改正で最も有利なのはこれまで地域給のなかった無級地の人々で、新たに一級地の地域給が支給され、それが本俸に繰入

れられることになるので、実際には十六名ぐらい引上げとなる人もいる。また今月の期末手当は〇、五月分、勤勉手当は〇、七五月分となつた。改正法の施行は明年一月一日からだが、期末手当、勤勉手当の規定だけは年内から施行される。この点は次のような給与関係法も同様である。

(3)特別職の職員の給与に関する法律改正法

一般職の職員の給与引上げに準じて大臣秘書官その他の特別職の職員の給与を引上げたもの。ただし月額七万二千円以上をとつているいわゆる大臣級の人々の給料は引上げられていない。

(3)保安庁職員給与法改正法

一般職公務員の給与ベースの引上げに準じて、保安庁職員の給与ベースを引上げるもの。

〇法務委員会

裁判官の報酬等に関する法律改正法

検察官の俸給等に関する法律改正法

一般職の職員給与引上げに準じて裁判官と検察官の報酬、俸給を引上げたもの。もつとも最高裁判所長官、同判事、高等裁判所長官、検事総長、東京高検検事長の分をすえ置きとなつている。

〇議院運営委員会

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律改正法

一般職の職員に準じて、議員秘書の給料はこの改正法によつて月一万九千二百円から一万千九百円に引上げられた。議員の歳費はこれまで通りですえ置き。

〔I〕特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(2)提案理由説明(愛知大蔵政務次官)

ただいま議題となりました「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由を御説明申上げます。

特別職の職員の給与は、従来一般職の職員の給与との権衡を考慮し、その職務と責任に応じて定められていたのでありますが、今般一般職の職員の給与の改訂等がなされることとなりましたので、特別職の職員についても一般職の職員の例にならい一部給与の改訂等を行うこととし、特別職の職員の給与に関する法律に所要の改正を加えようとするものであります。

次に、改正の要点を簡単に御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等のうち俸給月額七万二千円以上の者及び日本学術会議会員等(25)につきましては、諸般の事情に鑑みこの際給与の改訂を行わないこととし、その他の職員即ち東宮大夫、式部官長及び秘書官の給与につきましても、一般職の職員との権衡上四月一日俸給月額を現行の七分ないし一割五分程度増額することといたしました。

第二に、秘書官の勤勉手当を一般職の職員の例により支給するよう條文を改正いたしました。

第三に、一般職の職員の勤務地手当の改正に伴い、特別職の職員のうち、今回給与改訂を行わない者につきましては、従前の勤務地手当と新勤務地手当との差額を暫定的に支給するものといたしました。

なお、右の外若干の規定の整備を行ったのであります。

なにとぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

(26)

(イ)審査報告

一、委員会の決定理由

本法律案は、一般職の職員の給与改訂に対応して特別職の職員の給等について一部改正を加えようとするものであって、必要妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

一般職の職員の給与との均衡をはかることができる。

三、費用

本法施行に要する経費は、昭和二十八年度予二次補正予算に計上されている。

(ニ)特別職の職員給与法審議における修正試案（未発議のもの）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の本委員会における審議の過程において左の参考資料として添付した修正案を左派社会党として用意したが、同法案審議の時間的関係より提出するに至らなかつた。

（左社修正試案）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1、この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。

附則第二項を削り、附則第三項を第五項とし、附則第一項の次に次の三項を加える。

2、秘書官が昭和二十八年八月一日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額の号俸は、改正前の特別職の職員の給与に関する法律（以下「法

(27)

という。）の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた改正前の法の別表第一及び別表第三に定める俸給月額の号俸に対応する改正後の法別表第一及び別表第三に定める俸給月額の号俸とする。

3、前項に規定する期間内において改正前の法の規定に基いてなされた特別職の職員の給与に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてなされたものとみなす。

4、この法律施行前に改正前の法の規定に基き特別職の職員に支給された昭和二十八年八月一日以後同年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（参考資料）

特別職の職員給与法の衆議院人事委員会審議における改進党提出修正案へ委員会否決）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正

(28)

する。

別表第一及び別表第三の改正に関する部分を削る。

附則第一項中「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項中「法」を「特別職の職員の給与に関する法律」に改め、同項を附則第二項とする。

〔II〕保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

(1)提案理由説明（木村保安庁長官）

ただいま議題となりました保安庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

保安庁職員の現行給与は、昨年十一月一般職の国家公務員の給与改訂の際、これに対応して定められたものであります。然るところ今般政府においては明年一月から一般職の国家公務員につきまして給与改訂を行うこととなりましたので、これに相応じ

まして、保安庁職員の給与につきましても明年一月から同様の給与改訂を行うことといたし、本法律案を提出した次第でございます。

次に本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、俸給につきましては、従前と同様の方法で新らしい一般職の国家公務員の俸給表を基準として、これに対応して、これとの均衡を考慮し、新らしい俸給表を定めたのであります。これに伴い、保安大学校の学生に対する学生手当及び営舎外居住を許可された士補以下の保安官又は警備官に対する営外手当の額を改正し、また昇給期間に応ずる昇給号俸差額を一般職に準じて改正することといたしております。

次に、保安大学校の教官その他の保安庁の教育職員について、本年八月公布されました一般職の教育職員の給与に関する法律によって制定されました一般職の教育職員級別俸給表にならって、新たに保安庁の教育職員俸給表を設けることといたしました。

第三に、本年十二月に支給する期末手当及び勤勉手当でありますが、これにつきま

しては、この法律案の附則におきまして、一般職の職員と同様の措置を行うこととしてあります。

その他、同一俸給表の適用を受ける保安庁の職員相互間において、転補を異にして異動した場合におきます俸給額の決定について、一般職に準じた措置がとれるよう規定の整備を行いました。

以上本法律案の提案理由並びにその概要を御説明申し上げました。

何とぞすみやかに御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

(イ)審査報告

一、委員会の決定理由

本法律案は、一般職に属する国家公務員の給与改訂の趣旨に準じて、保安庁職員の給与を改訂するとともに、新たに保安庁の教育職員に適用する俸給表を設け、昭和二十八年における期末手当及び勤勉手当を増額する等の措置を講じようとするものであり、その給与改訂額並びに所要の改正は必要なるものと認める。

二、事件の利害得失

一般職の職員の給与改訂との均衡をはかることができる。

三、費用

本法施行のため要する費用は、本年度分として二億七千二百万円である。

(ロ)保安庁職員給与法審議における修正試案(未発議のもの)

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案の本委員会における審議過程において、左の参考資料として用意したが、同法案審議の時間的関係より提出するに至らなかつた。

(自由党修正試案)

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案

保安庁職員給与法の一部を次のように修正する。

別表第一から別表第七までの改正規定のうち別表第一中次長の項「七五、〇〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に改める。

〔Ⅲ〕 ○ 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

○ 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）

(A) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

(a) 一般職職員給与法案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「六百円」を「七百円」に、「千四百円」を「千五百円」に改め、同条第六項中「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則別表」を「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）附則別表」に改める。

第十二条第二項第五号を削る。

第十九条の四第一項中「その前日」を「それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。」に改め、同条第二項中「割合」を「割合（十二月十五日に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の百五十を乗じて得た割合）」に改める。

第十九条の五第一項を次のように改める。

勤勉手当は、六月十五日及び十二月十五日に、それぞれその日に在職する職員に対し、左の各号に掲げる区分に応ずる期間における勤務成績に応じて、支給する。

一　六月十五日　同日以前六月以内の期間

二　十二月十五日　同日以前十二月以内の期間

第十九条の五第二項中「その支給日」を「それぞれの支給日」に、「百分の五十」を「、左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一　六月十五日　百分の二十五

二　十二月十五日　百分の五十

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一　一般俸給表

職務の級 ＼ 俸給月額	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	四九〇〇円	五〇〇〇円	五一〇〇円	五二〇〇円	五三〇〇円	五四〇〇円					
二級	五一〇〇	五二〇〇	五三〇〇	五四〇〇	五五〇〇	五六〇〇	五七〇〇				
三級	五五〇〇	五六〇〇	五七〇〇	五八〇〇	五九〇〇	六〇五〇	六二〇〇				
四級	五九〇〇	六〇五〇	六二〇〇	六四〇〇	六六〇〇	六九〇〇	七二〇〇	七五〇〇			
五級	六六〇〇	六九〇〇	七二〇〇	七五〇〇	七八〇〇	八一〇〇	八四〇〇	八七〇〇	九〇〇〇	九三〇〇	
六級	八七〇〇	九〇〇〇	九三〇〇	九六〇〇	一〇〇〇〇	一〇四〇〇	一〇八〇〇	一一二〇〇	一一六〇〇	一二一〇〇	一二六〇〇

七級	一〇、八〇〇	一一、二〇〇	一一、六〇〇	一二、〇〇〇	一二、六〇〇	一三、一〇〇	一三、六〇〇	一四、一〇〇	一四、六〇〇	一五、一〇〇
八級	一三、一〇〇	一三、六〇〇	一四、一〇〇	一四、六〇〇	一五、一〇〇	一五、六〇〇	一六、三〇〇	一七、七〇〇	一八、四〇〇	
九級	一五、八〇〇	一六、三〇〇	一七、〇〇〇	一七、七〇〇	一八、四〇〇	一九、一〇〇	一九、八〇〇	二〇、五〇〇		
十級	一九、八〇〇	二〇、五〇〇	二一、二〇〇	二一、八〇〇	二二、六〇〇	二三、四〇〇	二四、二〇〇			
十一級	二四、四〇〇	二五、三〇〇	二六、二〇〇	二七、三〇〇	二八、四〇〇	二九、五〇〇				
十二級	二九、五〇〇	三〇、六〇〇	三一、七〇〇	三二、八〇〇	三三、九〇〇	三五、三〇〇				
十三級	三五、三〇〇	三六、七〇〇	三八、一〇〇	三九、六〇〇	四一、一〇〇					
十四級	四二、七〇〇	四四、三〇〇	四五、九〇〇	四七、五〇〇	四九、一〇〇	五〇、七〇〇				
十五級	五五、五〇〇	六〇、九〇〇	六六、三〇〇	七二、〇〇〇						

別表第二　税務職員級別俸給表

俸給 / 職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
一号俸	五五〇〇円	六〇五〇	七五〇〇	一〇、〇〇〇	一二、六〇〇	一五、一〇〇	一八、四〇〇	二二、〇〇〇	二五、三〇〇
二号俸	五六〇〇円	六二〇〇	七八〇〇	一〇、四〇〇	一三、一〇〇	一五、六〇〇	一八、九〇〇	二二、六〇〇	二六、二〇〇
三号俸	五七〇〇円	六四〇〇	八一〇〇	一〇、八〇〇	一三、六〇〇	一六、三〇〇	一九、四〇〇	二三、二〇〇	二七、三〇〇
四号俸	五八〇〇円	六六〇〇	八四〇〇	一一、二〇〇	一四、一〇〇	一六、九〇〇	二〇、〇〇〇	二三、八〇〇	二八、四〇〇
五号俸	五九〇〇円	六九〇〇	八七〇〇	一一、六〇〇	一四、六〇〇	一七、四〇〇	二〇、五〇〇	二四、四〇〇	二九、五〇〇
六号俸	六〇五〇円	七二〇〇	九〇〇〇	一二、一〇〇	一五、一〇〇	一七、九〇〇	二一、二〇〇	二五、三〇〇	三〇、六〇〇
七号俸	六二〇〇円	七五〇〇	九三〇〇	一二、六〇〇	一五、六〇〇	一八、四〇〇	二一、八〇〇	二六、二〇〇	
八号俸	六四〇〇円	七八〇〇	九六〇〇	一三、一〇〇	一六、三〇〇	一九、一〇〇	二二、六〇〇	二七、三〇〇	
九号俸	六六〇〇円	八一〇〇	一〇、〇〇〇	一三、六〇〇	一六、九〇〇	一九、八〇〇	二三、四〇〇		
十号俸	六八〇〇円	八四〇〇	一〇、四〇〇	一四、一〇〇	一七、四〇〇	二〇、五〇〇	二四、二〇〇		
十一号俸	七〇〇〇円	八七〇〇	一〇、八〇〇	一四、六〇〇	一七、九〇〇	二一、二〇〇	二五、三〇〇		
十二号俸	七二〇〇円	九〇〇〇	一一、二〇〇	一五、一〇〇	一八、四〇〇	二一、八〇〇			
十三号俸	七四〇〇円	九三〇〇	一一、六〇〇	一五、六〇〇	一八、九〇〇	二二、六〇〇			
十四号俸	七六〇〇円	九六〇〇	一二、〇〇〇	一六、一〇〇	一九、四〇〇				

別表第三　警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正職員級別俸給表

職務の級＼俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸	十三号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	六、四〇〇	六、六〇〇	六、九〇〇	七、二〇〇	七、五〇〇	七、八〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇		
二級	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、八〇〇	一一、二〇〇	一一、六〇〇		
三級	一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、八〇〇	一一、二〇〇	一一、六〇〇	一二、一〇〇	一二、六〇〇	一三、一〇〇	一三、六〇〇	一四、一〇〇			
四級	一二、一〇〇	一二、六〇〇	一三、一〇〇	一三、六〇〇	一四、一〇〇	一四、六〇〇	一五、一〇〇	一五、六〇〇	一六、三〇〇	一七、〇〇〇	一七、七〇〇	一八、四〇〇	一九、一〇〇
五級	一五、一〇〇	一五、六〇〇	一六、三〇〇	一七、〇〇〇	一七、七〇〇	一八、四〇〇	一九、一〇〇	一九、八〇〇	二〇、五〇〇	二一、二〇〇	二二、〇〇〇		
六級	一八、四〇〇	一九、一〇〇	一九、八〇〇	二〇、五〇〇	二一、二〇〇	二二、〇〇〇	二二、八〇〇	二三、六〇〇					
七級	二二、八〇〇	二三、六〇〇	二四、四〇〇	二五、三〇〇	二六、二〇〇	二七、三〇〇	二八、四〇〇						
八級	二四、四〇〇	二五、三〇〇	二六、二〇〇	二七、三〇〇	二八、四〇〇	二九、五〇〇	三〇、六〇〇						

別表第四　船員級別俸給表

職務の級＼俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇						
二級	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇五〇				
三級	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇五〇	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、九〇〇	七、二〇〇	七、五〇〇		
四級	六、六〇〇	六、九〇〇	七、二〇〇	七、五〇〇	七、八〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇
五級	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、八〇〇			
六級	一〇、四〇〇	一〇、八〇〇	一一、二〇〇	一一、六〇〇	一二、一〇〇	一二、六〇〇	一三、一〇〇	一三、六〇〇			
七級	一二、六〇〇	一三、一〇〇	一三、六〇〇	一四、一〇〇	一四、六〇〇	一五、一〇〇	一五、六〇〇	一六、三〇〇			
八級	一五、一〇〇	一五、六〇〇	一六、三〇〇	一七、〇〇〇	一七、七〇〇	一八、四〇〇	一九、一〇〇				
九級	一九、八〇〇	二〇、五〇〇	二一、二〇〇	二二、〇〇〇	二二、八〇〇	二三、六〇〇					
十級	二二、八〇〇	二三、六〇〇	二四、四〇〇	二五、三〇〇	二六、二〇〇	二七、三〇〇					
十一級	二七、三〇〇	二八、四〇〇	二九、五〇〇	三〇、六〇〇	三一、七〇〇	三二、八〇〇					
十二級	三二、八〇〇	三三、九〇〇	三五、三〇〇	三六、七〇〇	三八、一〇〇	三九、六〇〇					

別表第五　企業官庁職員級別俸給表

職務の級＼俸給	俸給月額									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	五一〇〇	五二〇〇	五三〇〇	五四〇〇	五五〇〇	五六〇〇	五七〇〇			
二級	五五〇〇	五六〇〇	五七〇〇	五八〇〇	五九〇〇	六〇五〇	六二〇〇	六四〇〇	六六〇〇	
三級	五九〇〇	六〇五〇	六二〇〇	六四〇〇	六六〇〇	六九〇〇	七二〇〇	七五〇〇	七八〇〇	八一〇〇
四級	六六〇〇	六九〇〇	七二〇〇	七五〇〇	七八〇〇	八一〇〇	八四〇〇	八七〇〇	九〇〇〇	九三〇〇
五級	八七〇〇	九〇〇〇	九三〇〇	九六〇〇	一〇〇〇〇	一〇四〇〇	一〇八〇〇	一一二〇〇	一一六〇〇	一二〇〇〇
六級	一〇八〇〇	一一二〇〇	一一六〇〇	一二〇〇〇	一二四〇〇	一二八〇〇	一三二〇〇	一三六〇〇	一四〇〇〇	一四四〇〇
七級	一三一〇〇	一三四〇〇	一三八〇〇	一四二〇〇	一四六〇〇	一五〇〇〇	一五四〇〇	一五八〇〇	一六二〇〇	一六六〇〇
八級	一五六〇〇	一六〇〇〇	一六四〇〇	一六八〇〇	一七二〇〇	一七六〇〇	一八〇〇〇	一八四〇〇	一八八〇〇	一九二〇〇
九級	一九八〇〇	二〇五〇〇	二一二〇〇	二一七〇〇	二二二〇〇	二二八〇〇	二三四〇〇	二三九〇〇	二四四〇〇	二四九〇〇
十級										
十一級										
十二級										
十三級										
十四級										

別表第六　教育職員級別俸給表

イ　大学等教育職員級別俸給表

職務の級＼俸給	俸給月額									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、九〇〇	七、二〇〇	七、五〇〇	七、八〇〇	八、一〇〇		
二級	六、九〇〇	七、二〇〇	七、五〇〇	七、八〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	
三級	七、七〇〇	七、九〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇
四級	八、五〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、八〇〇	一一、二〇〇	一一、六〇〇
五級	九、三〇〇	九、六〇〇	九、九〇〇	一〇、二〇〇	一〇、六〇〇	一〇、九〇〇	一一、三〇〇	一一、七〇〇	一二、一〇〇	一二、五〇〇
六級	一一、一〇〇	一一、五〇〇	一一、九〇〇	一二、三〇〇	一二、七〇〇	一三、一〇〇	一三、五〇〇	一三、九〇〇	一四、三〇〇	一四、七〇〇
七級	一二、九〇〇	一三、三〇〇	一三、七〇〇	一四、一〇〇	一四、五〇〇	一四、九〇〇	一五、三〇〇	一五、七〇〇	一六、一〇〇	一六、五〇〇
八級	一四、七〇〇	一五、一〇〇	一五、五〇〇	一五、九〇〇	一六、三〇〇	一六、七〇〇	一七、一〇〇	一七、五〇〇	一七、九〇〇	一八、三〇〇
九級	一六、五〇〇	一六、九〇〇	一七、三〇〇	一七、七〇〇	一八、一〇〇	一八、五〇〇	一八、九〇〇	一九、三〇〇	一九、七〇〇	二〇、一〇〇
十級	一八、三〇〇	一八、七〇〇	一九、一〇〇	一九、五〇〇	一九、九〇〇	二〇、三〇〇	二〇、七〇〇	二一、一〇〇	二一、五〇〇	二一、九〇〇
十一級	二〇、一〇〇	二〇、五〇〇	二〇、九〇〇	二一、三〇〇	二一、七〇〇	二二、一〇〇	二二、五〇〇	二二、九〇〇	二三、三〇〇	二三、七〇〇
十二級	二二、〇〇〇	二二、四〇〇	二二、八〇〇	二三、二〇〇	二三、六〇〇	二四、〇〇〇	二四、四〇〇	二四、八〇〇	二五、二〇〇	二五、六〇〇
十三級	二三、九〇〇	二四、三〇〇	二四、七〇〇	二五、一〇〇	二五、五〇〇	二五、九〇〇	二六、三〇〇	二六、七〇〇	二七、一〇〇	二七、五〇〇
十四級	二七、八〇〇	二八、二〇〇	二八、六〇〇	二九、〇〇〇	二九、四〇〇	二九、八〇〇	三〇、二〇〇	三〇、六〇〇	三一、〇〇〇	三一、四〇〇

備考　本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

口　高等学校等教育職員級別俸給表

職務の級 ＼ 俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	六二〇〇	六四〇〇	六六〇〇	六九〇〇	七二〇〇	七五〇〇	七八〇〇	八一〇〇			
二級	六九〇〇	七二〇〇	七五〇〇	七八〇〇	八一〇〇	八四〇〇	八七〇〇	九〇〇〇	九三〇〇	九六〇〇	
三級	七八〇〇	八一〇〇	八四〇〇	八七〇〇	九〇〇〇	九三〇〇	九六〇〇	九九〇〇	一〇二〇〇	一〇五〇〇	一〇八〇〇
四級	八七〇〇	九〇〇〇	九三〇〇	九六〇〇	九九〇〇	一〇二〇〇	一〇五〇〇	一〇八〇〇	一一一〇〇	一一四〇〇	一一七〇〇
五級	九六〇〇	九九〇〇	一〇二〇〇	一〇五〇〇	一〇八〇〇	一一一〇〇	一一四〇〇	一一七〇〇	一二〇〇〇	一二三〇〇	一二六〇〇
六級	一〇五〇〇	一〇八〇〇	一一一〇〇	一一四〇〇	一一七〇〇	一二〇〇〇	一二三〇〇	一二六〇〇	一二九〇〇	一三二〇〇	一三五〇〇
七級	一一四〇〇	一一七〇〇	一二〇〇〇	一二三〇〇	一二六〇〇	一二九〇〇	一三二〇〇	一三五〇〇	一三八〇〇	一四一〇〇	一四四〇〇
八級	一二三〇〇	一二六〇〇	一二九〇〇	一三二〇〇	一三五〇〇	一三八〇〇	一四一〇〇	一四四〇〇	一四七〇〇	一五〇〇〇	一五三〇〇
九級	一三二〇〇	一三五〇〇	一三八〇〇	一四一〇〇	一四四〇〇	一四七〇〇	一五〇〇〇	一五三〇〇	一五六〇〇	一五九〇〇	一六二〇〇
十級	一四二〇〇	一四五〇〇	一四八〇〇	一五一〇〇	一五四〇〇	一五七〇〇	一六〇〇〇	一六三〇〇	一六六〇〇	一六九〇〇	一七二〇〇
十一級	一五三〇〇	一五六〇〇	一五九〇〇	一六二〇〇	一六五〇〇	一六八〇〇	一七一〇〇	一七四〇〇	一七七〇〇	一八〇〇〇	一八三〇〇

(43)

八．中学校．小学校等教育職員級別俸給表

職員の級 ＼ 俸給	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六〇〇	六、九〇〇	七、二〇〇	七、五〇〇	七、八〇〇	八、一〇〇			
二級	六、九〇〇	七、二〇〇	七、五〇〇	七、八〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	
三級	七、八〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	九、九〇〇	一〇、二〇〇	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇
四級	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	九、九〇〇	一〇、二〇〇	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇	一一、一〇〇	一一、四〇〇	一一、七〇〇
五級	九、六〇〇	九、九〇〇	一〇、二〇〇	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇	一一、一〇〇	一一、四〇〇	一一、七〇〇	一二、〇〇〇	一二、三〇〇	一二、六〇〇
六級	一〇、五〇〇	一〇、八〇〇	一一、一〇〇	一一、四〇〇	一一、七〇〇	一二、〇〇〇	一二、三〇〇	一二、六〇〇	一二、九〇〇	一三、二〇〇	一三、五〇〇
七級	一一、四〇〇	一一、七〇〇	一二、〇〇〇	一二、三〇〇	一二、六〇〇	一二、九〇〇	一三、二〇〇	一三、五〇〇	一三、八〇〇	一四、一〇〇	一四、四〇〇
八級	一二、三〇〇	一二、六〇〇	一二、九〇〇	一三、二〇〇	一三、五〇〇	一三、八〇〇	一四、一〇〇	一四、四〇〇	一四、七〇〇	一五、〇〇〇	一五、三〇〇
九級	一三、二〇〇	一三、五〇〇	一三、八〇〇	一四、一〇〇	一四、四〇〇	一四、七〇〇	一五、〇〇〇	一五、三〇〇	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一六、二〇〇
十級	一四、二〇〇	一四、五〇〇	一四、八〇〇	一五、一〇〇	一五、四〇〇	一五、七〇〇	一六、〇〇〇	一六、三〇〇	一六、六〇〇	一六、九〇〇	一七、二〇〇
十一級	一五、三〇〇	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一六、二〇〇	一六、五〇〇	一六、八〇〇	一七、一〇〇	一七、四〇〇	一七、七〇〇	一八、〇〇〇	一八、三〇〇

(44)

別表第七中のうち、北海道及び各府県の項の一級地に関する部分を削り、大阪府の項の二級地に関する部分中「二級地」を「一級地」に、「四級地」、三級地及び一級地」を「四級地及び一級地」に、「五級地」を「四級地」に、「三級地及び二級地」を「四級地及び二級地」に改め、同表のその他の部分中「二級地」を「一級地」に、「四級地」を「三級地」に、「三級地」を「二級地」にそれぞれ改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第七項及び第八項の規定は、公布の日から施行する。

2　昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号俸は、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　切替日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）附則の規定の適用を受けることとなる職員に対する前項の規定の適用については、当該附則の規定の適用により求められるその職員の職務の級及び俸給月額をその者の切替日における職務の級及び切替日の前日における俸給月額とみなす。

4　前二項の規定の適用により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

5　附則第二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及び改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額は、法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

6　職員の切替日における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額（以下「給

与月額」という。）が、この法律の施行により切替日の前日における給与月額に満たないこととなる場合においては、その者の給与月額が切替日の前日における給与月額に達することとなる日まで、その差額を手当としてその者に支給する。法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

7　昭和二十八年における勤勉手当については、法第十九条の五第二項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて同項の規定を適用する。

8　昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、一般職に属する職員には適用しない。

附則別表　俸給の新旧対照表

号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
	円	円		円	円		円	円
一	四、四〇〇	四、九〇〇	一一	五、四〇〇	五、九〇〇	二一	七、四〇〇	八、四〇〇
二	四、五〇〇	五、〇〇〇	一二	五、五五〇	六、〇五〇	二二	七、六五〇	八、七〇〇
三	四、六〇〇	五、一〇〇	一三	五、七〇〇	六、二〇〇	二三	七、九〇〇	九、〇〇〇
四	四、七〇〇	五、二〇〇	一四	五、八五〇	六、四〇〇	二四	八、一五〇	九、三〇〇
五	四、八〇〇	五、三〇〇	一五	六、〇〇〇	六、六〇〇	二五	八、四〇〇	九、六〇〇
六	四、九〇〇	五、四〇〇	一六	六、二〇〇	六、九〇〇	二六	八、六五〇	九、九〇〇
七	五、〇〇〇	五、五〇〇	一七	六、四〇〇	七、二〇〇	二七	八、九五〇	一〇、二〇〇
八	五、一〇〇	五、六〇〇	一八	六、六五〇	七、五〇〇	二八	九、二五〇	一〇、八〇〇
九	五、二〇〇	五、七〇〇	一九	六、九〇〇	七、八〇〇	二九	九、五五〇	一一、二〇〇
一〇	五、三〇〇	五、八〇〇	二〇	七、一五〇	八、一〇〇	三〇	九、八五〇	一一、六〇〇

号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
	円	円		円	円		円	円		円	円
三一	一〇、二五〇	一二、一〇〇	四一	一五、二〇〇	一七、七〇〇	五一	二二、四〇〇	二五、三〇〇	六一	三二、二〇〇	三五、三〇〇
三二	一〇、六五〇	一二、六〇〇	四二	一五、八〇〇	一八、四〇〇	五二	二三、三〇〇	二六、二〇〇	六二	三四、五〇〇	三八、一〇〇
三三	一一、〇五〇	一三、一〇〇	四三	一六、四〇〇	一九、一〇〇	五三	二四、二〇〇	二七、三〇〇	六三	三五、九〇〇	三九、六〇〇
三四	一一、五五〇	一三、六〇〇	四四	一七、一〇〇	一九、八〇〇	五四	二五、一〇〇	二八、四〇〇	六四	三七、三〇〇	四一、一〇〇
三五	一二、〇〇〇	一四、一〇〇	四五	一七、八〇〇	二〇、五〇〇	五五	二六、二〇〇	二九、五〇〇	六五	三八、八〇〇	四二、七〇〇
三六	一二、四五〇	一四、六〇〇	四六	一八五〇〇	二一、二〇〇	五六	二七、三〇〇	三〇、六〇〇	六六	四〇、三〇〇	四四、三〇〇
三七	一二、九〇〇	一五、一〇〇	四七	一九、二〇〇	二二、〇〇〇	五七	二八、四〇〇	三一、七〇〇	六七	四一、八〇〇	四五、九〇〇
三八	一三、四〇〇	一五、六〇〇	四八	二〇、〇〇〇	二二、八〇〇	五八	二九、五〇〇	三二、八〇〇	六八	四三、三〇〇	四七、五〇〇
三九	一四、〇〇〇	一六、三〇〇	四九	二〇、八〇〇	二三、六〇〇	五九	三〇、六〇〇	三三、九〇〇			
四〇	一四、六〇〇	一七、〇〇〇	五〇	二一、六〇〇	二四、四〇〇	六〇	三一、九〇〇	三五、三〇〇			

(内)　提案理由説明（福永内閣官房長官）

ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

政府職員の現行給与は、昨年十一月から実施されたものでありますが、その後今日まで民間給与、物価、家計費等は若干の上昇を示し、又この間、本年七月人事院から政府職員の給与改訂等につき、国会及び政府に対して勧告が行われている事情にかんがみまして、政府におきましては、この際財政の許す限度において、人事院の勧告を(51)尊重して職員の給与改善をはかり、あわせて勤務地手当の支給区分の合理的改訂を行うことといたし、本法律案を提出した次第であります。

第一に、俸給につきましては、十四級の最高号俸をこえる俸給額を除き、全く人事院の勧告のとおり改訂することといたしましたが、これにより、いわゆる俸給表の中ダルミ是正が行われることとなります。なおこれに伴い昇給期間に応ずる昇給向差額を改正することといたしております。

第二に、勤務地手当につきましては、現行の無給地をすべて一級地に引き上げた上、一級地相当分の勤務地手当を本俸に繰りこみ、これに伴い、支給地域区分を最高二割、以下五分刻み四段階に改めることといたしました。

第三に、十二月に支給する期末手当につきましては、その支給の割合を、俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の百分の五十から百分の七十五に引き上げることといたしました。

第四に、勤勉手当を六月十五日にもその日以前六月以内の期間の勤務成績に応じて支給することとし、その総額は、俸給扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の百分の二十五をこえないものといたしました。

第五に、本年八月公布されました法律第二百三十七号一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、教育職員の級別俸給表の変更が、昭和二十九年一月一日から施行されることになっておりますが、本件に関しても給与改訂上支障のないよう所要の規定を設けることといたしました。

(52)

なお、以上のほか、昭和二十八年末における期末手当及び勤勉手当につきましては、諸般の事情から特例を設け、期末手当については、本年八月に繰り上げて支給した期末手当に相当する額の一部を控除しないで、俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の百分の五十を支給いたし、勤勉手当については、その支給総額を、俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の百分の七十五をこえないものとすることといたしました。

最後に、今回の人事院勧告に含まれていた給与準則の制定につきましては、諸般の事情にかんがみ、なお今後の検討にまつことといたしましたが、今回の給与改訂により、昭和二十九年一月一日における政府職員の俸給、扶養手当及び勤務地手当の総平均月額は、おおむね一五、四八〇円に引き上げられることとなります。なお、今回の給与改訂に伴う所要経費の増加額は、本年度におきましては、一般職の国家公務員につき関連経費の増加分を含めて、一般会計分約五十四億円、特別会計分約十億円であります。別途今期国会に提案いたしました昭和二十八年度補正予算（第二号）に計

上いたしております。

以上本法律案の提案理由並びにその概要を御説明申し上げました。

何とぞすみやかに御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

(心)　一般職職員給与法案（内閣法第一号）修正案

衆議院修正送付案（原案）と内閣送付案とを比照しその修正の部分を印刷した。但し左に掲げる外は、さきに予備審査のため郵付した内閣送付案と同様であるから印刷を略す。小字及び――は修正

第十二条第二項第五号を削る。

1. 同条第三項を次のように改める。

3　前項各号の支給地域の区分は、別表第七に掲げるところによる。

別表第七のうち、北海道及び各府県の項の一級地に関する部分を削り、大阪府の項

の二級地に関する部分中「二級地」を「一級地」に、「四級地、三級地及び一級地
見山村及び青渓村
に含まれる地域。」を「三級地及び二級地に含まれる地域。並びに石河村、
清渓村」に、「五級地、三級地及び一級地
南松尾村
に含まれる地域並びに南横山村、横山村及び南松尾村」に、「四級地及び三級地
」を「三級地及び二級地」に改め、同表のその他の部分中「五級地」を「四級地」
に、「四級地」を「三級地」に、「三級地」を「二級地」に、「二級地」を「一
級地」にそれぞれ改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し　附則第七項から附則第九項及び第八項まで
の規定は、公布の日から施行する。

2　昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号俸は、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　切替日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）附則の規定の適用を受けることとなる職員に対する前項の規定の適用については、当該附則の規定の適用により求められるその職員の職務の級及び俸給月額をその者の切替日における職務の級及び切替日の前日における俸給月額とみなす。

4　前二項の規定の適用により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給

月額とする。

5　附則第二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及び改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額は、法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従って定められたものでなければならない。

6　職員の切替日における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額（以下「給与月額」という。）が、この法律の施行により切替日の前日における給与月額に満たないこととなる場合においては、その者の給与月額が切替日の前日における給与月額に達することとなる日まで、その差額を手当としてその者に支給する。法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

7　昭和二十八年における勤勉手当については、法第十九条の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて同項の規定を適用する。

8　昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、一般職に属する職員には適用しない。

9　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6　盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で指定する職員については、改正後の第六条第六項第三号の規定にかかわらず、当分の間、高等学校等教育職員級別俸給表を適用する。

10　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）は、廃止する。

(d) 審査報告

一　委員会の決定理由

本法律案は、最近における民間の賃金、生計費等の事情にかんがみ、人事院の勧告を尊重して一般職の国家公務員の給与を改訂するとともに期末手当及び勤勉手当の増額並びに勤務地手当支給地域の整理を行い、更に盲学校及びろう学校の教職員等について高等学校職員級別俸給表の適用を行わんとするものであり、概ね妥当なる措置と認める。

二　事件の利害得失

一般職の国家公務員の給与の改善をはかり、公務の能率的運営に寄与することができる。

三　費用

本法施行のため費用は、一般会計分約五十四億円、特別会計分約十億円である。

(B)　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）

（衆議院議員益谷秀次君外十四名提出）

(a)　一般職職員給与法案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を次のように改める。

3　前項第一号の支給地域は、別表第六に掲げる支給地域以外の地域とし、同項第二号から第五号までの支給地域の区分は、別表第六に掲げるところによる。

別表第六のうち、北海道及び各府県の項の一級地に関する部分を削り、大阪府の項の二級地に関する部分中「四級地、三級地及び一級地に含まれる地域」を「四級地及び三級地に含まれる地域並びに石河村、見山村及び清渓村」に、「五級地、三級地及

び一級地に含まれる地域」を「五級地及び三級地に含まれる地域並びに南横山村・横山村及び南松尾村」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十八年十二月三十一日から施行する。

(4)　提案理由説明（衆議院議員永田亮一君）

提案者一同を代表致しまして、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びにその要旨を御説明申上げます。

先ず衆議院人事委員会におきましては、今回の給与改訂を機会として、先づ現行無級地を一級地に引上げ、しかる後一級地の勤務地手当相当額を本俸に組入れるよう政府に対して要望を行つたのであります。

しかるところ今回の政府の給与法改正案によれば、その提案理由において、現行の無級地をすべて一級地に引上げ一級地相当分の勤務地手当を本俸に繰り込み、これに伴い、支給地域四分を最高二割以下五分刻み四段階に改めることに致したと説明して居るのであります。

なるほどこの改正案によりますと、計算上、現在の無級地は給与月額に於て有級地よりも五%程度増額となり、結局一級地に引上げたと同様の結果になるのであります が、しかし、考え方によつては、現在の有級地が一様に五%勤務地手当を引下げられ

ることになり、いわば、既得権の侵害になるようにも感じられるのであります。したがいまして、われわれは、無級地の一級地への引上げと本俸繰入れとを明確に分離し、まず、現在の無級地をすべて一級地に引上げるべく本改正法案を提出致した次第であります。

何卒、御審議の上、速に御賛成あらんことをお願いいたします。

(C) 審査報告

一、委員会の決定理由

本法律案は、最近における生計費の実情にかんがみ、勤務地手当の支給されていない地域をすべて一級地に引上げようとするものであり、本委員会においては妥当する措置と認めた。

二、争件の利害得失

本法律案の制定にともない勤務地手当制度の合理化をはかることができる。

三、費用

国家公務員について約百万円を要するが、既定予算の範囲内でまかなえる。

(D) 一般職の職員給与法審議における各種修正試案(未発議のもの)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の本委員会における審議過程において、自由党、社会党(左)より、修正案が同意されたが、同法案審議の時間的関係より何れも発議されるに至らなかつた。

参考資料として添付することにした。

イ.(自由党修正試案)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(宮田委員)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第九項中「のうち、高等部が設置されていない学校」を削る。

ロ、（社会党（左）修正試案）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

（岡委員）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第九項中「盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校」を「盲学校、ろう学校又は養護学校」に改める。

ハ、（社会党（左）修正試案）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

（千葉委員）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二條の改正規定を削る。

別表第一から別表第六までの改正規定のうち「別表第六まで」を「別表第五まで」に改め、別表第六を削る。

別表第七の改正規定を削る。

附則第一項を次のように改める。

1　この法律は、公布の日から施行し、第八條の改正規定、別表第一から第五までの改正規定及び附則第二項から附則第七項までの規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

附則第十項を削り、附則第九項を第十一項とし、附則第八項を第十項とし、附則第七項を第九項とし、附則第六項を削り、附則第五項を第七項とし、附則第四項及び第三項を次のように改める。

3　昭和二十八年八月一日（以下「切替日」という。）における一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）の適用を受けていた職員の職務の級は、

切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　昭和二十八年八月二日以後この法律施行の際までの期間内の日において職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日における職員の職務の級と同一とし、その者の当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に対応する改正前の法の適用により当該期間内の日における号俸は、改正後の法の規定による法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定められる号俸とする。

4　附則第四項の次に次の二項を加える。

5　切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基いてされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてされたものとみなす。

6　この法律施行前改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以後昭和二十八年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

7　附則第七項中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、「職員が属していた職務の級及び改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額は、」を「改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級及び俸給月額は、改正前の」に改め、同項の次に次の一項を加える。

8　昭和二十八年における期末手当については、改正後の法第十九條の四第二項中「百分の百五十」とあるのは「百分の二百」と読み替えて同項の規定を適用する。

9　附則第十一項中附則第五項の次に一項を加える改正規定の前に次の改正規定を加える。

別表第六を別表第七とし別表第五の次に別表第六を加える改正規定中別表第六を次のように改める。

別表第六　教育職員級別俸給表

イ　大学等教育職員級別俸給表

職務の級 ＼ 俸給	俸給月額									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	六二、二〇〇	六四、〇〇〇	六五、八〇〇	六七、六〇〇	七二、〇〇	七五、〇〇	七八、〇〇	八一、〇〇			
二級	六九、〇〇〇	七二、〇〇	七五、〇〇	七八、〇〇	八一、〇〇	八四、〇〇	八七、〇〇	九〇、〇〇	九三、〇〇	九六、〇〇	
三級	九〇、〇〇〇	九二、〇〇	九五、〇〇	九八、〇〇	一〇一、〇〇	一〇四、〇〇	一〇七、〇〇	一一〇、〇〇	一一三、〇〇	一一六、〇〇	一一九、〇〇
四級	一一一、六〇〇	一一四、〇〇	一一七、〇〇	一二〇、〇〇	一二三、〇〇	一二六、〇〇	一二九、〇〇	一三二、〇〇	一三五、〇〇	一三八、〇〇	一四一、〇〇
五級	一四一、〇〇	一四四、〇〇	一四七、〇〇	一五〇、〇〇	一五三、〇〇	一五六、〇〇	一五九、〇〇	一六二、〇〇	一六五、〇〇	一六八、〇〇	一七一、〇〇
六級	一七〇、〇〇〇	一七三、〇〇	一七六、〇〇	一七九、〇〇	一八二、〇〇	一八五、〇〇	一八八、〇〇	一九一、〇〇	一九四、〇〇	一九七、〇〇	二〇〇、〇〇
七級	二一二、〇〇〇	二一五、〇〇	二一八、〇〇	二二一、〇〇	二二四、〇〇	二二七、〇〇	二三〇、〇〇	二三三、〇〇	二三六、〇〇	二三九、〇〇	二四二、〇〇
八級	二六二、〇〇〇	二六五、〇〇	二六八、〇〇	二七一、〇〇	二七四、〇〇	二七七、〇〇	二八〇、〇〇	二八三、〇〇	二八六、〇〇	二八九、〇〇	二九二、〇〇
九級	三一〇、六〇〇	三一三、〇〇	三一六、〇〇	三一九、〇〇	三二二、〇〇	三二五、〇〇	三二八、〇〇	三三一、〇〇	三三四、〇〇	三三七、〇〇	三四〇、〇〇
十級	三六七、〇〇〇	三七〇、〇〇	三七三、〇〇	三七六、〇〇	三七九、〇〇	三八二、〇〇	三八五、〇〇	三八八、〇〇	三九一、〇〇	三九四、〇〇	三九七、〇〇
十一級	四二七、〇〇〇	四三〇、〇〇	四三三、〇〇	四三六、〇〇	四三九、〇〇	四四二、〇〇	四四五、〇〇	四四八、〇〇	四五一、〇〇	四五四、〇〇	四五七、〇〇
十二級	五〇〇、〇〇〇	五〇三、〇〇	五〇六、〇〇	五〇九、〇〇	五一二、〇〇	五一五、〇〇	五一八、〇〇	五二一、〇〇	五二四、〇〇	五二七、〇〇	五三〇、〇〇

職務の級 ＼ 俸給	俸給月額									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	六二、二〇〇	六四、〇〇〇	六五、八〇〇	六七、六〇〇	七二、〇〇	七五、〇〇	七八、〇〇	八一、〇〇			
二級	六九、〇〇〇	七二、〇〇	七五、〇〇	七八、〇〇	八一、〇〇	八四、〇〇	八七、〇〇	九〇、〇〇	九三、〇〇	九六、〇〇	
三級	九〇、〇〇〇	九二、〇〇	九五、〇〇	九八、〇〇	一〇一、〇〇	一〇四、〇〇	一〇七、〇〇	一一〇、〇〇	一一三、〇〇	一一六、〇〇	一一九、〇〇
四級	一一一、六〇〇	一一四、〇〇	一一七、〇〇	一二〇、〇〇	一二三、〇〇	一二六、〇〇	一二九、〇〇	一三二、〇〇	一三五、〇〇	一三八、〇〇	一四一、〇〇
五級	一四一、〇〇	一四四、〇〇	一四七、〇〇	一五〇、〇〇	一五三、〇〇	一五六、〇〇	一五九、〇〇	一六二、〇〇	一六五、〇〇	一六八、〇〇	一七一、〇〇
六級	一七〇、〇〇〇	一七三、〇〇	一七六、〇〇	一七九、〇〇	一八二、〇〇	一八五、〇〇	一八八、〇〇	一九一、〇〇	一九四、〇〇	一九七、〇〇	二〇〇、〇〇
七級	二一二、〇〇〇	二一五、〇〇	二一八、〇〇	二二一、〇〇	二二四、〇〇	二二七、〇〇	二三〇、〇〇	二三三、〇〇	二三六、〇〇	二三九、〇〇	二四二、〇〇
八級	二六二、〇〇〇	二六五、〇〇	二六八、〇〇	二七一、〇〇	二七四、〇〇	二七七、〇〇	二八〇、〇〇	二八三、〇〇	二八六、〇〇	二八九、〇〇	二九二、〇〇
九級	三一〇、六〇〇	三一三、〇〇	三一六、〇〇	三一九、〇〇	三二二、〇〇	三二五、〇〇	三二八、〇〇	三三一、〇〇	三三四、〇〇	三三七、〇〇	三四〇、〇〇
十級	三六七、〇〇〇	三七〇、〇〇	三七三、〇〇	三七六、〇〇	三七九、〇〇	三八二、〇〇	三八五、〇〇	三八八、〇〇	三九一、〇〇	三九四、〇〇	三九七、〇〇
十一級	四二七、〇〇〇	四三〇、〇〇	四三三、〇〇	四三六、〇〇	四三九、〇〇	四四二、〇〇	四四五、〇〇	四四八、〇〇	四五一、〇〇	四五四、〇〇	四五七、〇〇
十二級	五〇〇、〇〇〇	五〇三、〇〇	五〇六、〇〇	五〇九、〇〇	五一二、〇〇	五一五、〇〇	五一八、〇〇	五二一、〇〇	五二四、〇〇	五二七、〇〇	五三〇、〇〇

備考　本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

口. 高等学校等教育職員級別俸給表

職務の級 ＼ 俸給	俸給月額											
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	
一級	六、二〇〇円	六、四〇〇円	六、六〇〇円	六、八〇〇円	七、〇〇〇円	七、二〇〇円	七、四〇〇円	七、六〇〇円	七、八〇〇円	八、〇〇〇円	八、二〇〇円	一
二級	六、九〇〇	七、一〇〇	七、三〇〇	七、五〇〇	七、七〇〇	七、九〇〇	八、一〇〇	八、三〇〇	八、五〇〇	八、七〇〇	八、九〇〇	二
三級	七、七〇〇	七、九〇〇	八、一〇〇	八、三〇〇	八、五〇〇	八、七〇〇	八、九〇〇	九、一〇〇	九、三〇〇	九、五〇〇	九、七〇〇	三
四級	八、五〇〇	八、七〇〇	八、九〇〇	九、一〇〇	九、三〇〇	九、五〇〇	九、七〇〇	九、九〇〇	一〇、一〇〇	一〇、三〇〇	一〇、五〇〇	四
五級	九、三〇〇	九、五〇〇	九、七〇〇	九、九〇〇	一〇、一〇〇	一〇、三〇〇	一〇、五〇〇	一〇、七〇〇	一〇、九〇〇	一一、一〇〇	一一、三〇〇	五
六級	一〇、一〇〇	一〇、三〇〇	一〇、五〇〇	一〇、七〇〇	一〇、九〇〇	一一、一〇〇	一一、三〇〇	一一、五〇〇	一一、七〇〇	一一、九〇〇	一二、一〇〇	六
七級	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	七
八級	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇	八
九級	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	一五、〇〇〇	九
十級	一四、〇〇〇	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、二〇〇	一五、四〇〇	一五、六〇〇	一五、八〇〇	一六、〇〇〇	十
十一級	一五、〇〇〇	一五、二〇〇	一五、四〇〇	一五、六〇〇	一五、八〇〇	一六、〇〇〇	一六、二〇〇	一六、四〇〇	一六、六〇〇	一六、八〇〇	一七、〇〇〇	十一

十一級	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	一五、〇〇〇	一五、二〇〇	一五、四〇〇	一五、六〇〇	一五、八〇〇	一六、〇〇〇	一六、二〇〇	十一
十級	一三、五〇〇	一三、七〇〇	一三、九〇〇	一四、一〇〇	一四、三〇〇	一四、五〇〇	一四、七〇〇	一四、九〇〇	一五、一〇〇	一五、三〇〇	一五、五〇〇	十
九級	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇	一四、二〇〇	一四、四〇〇	一四、六〇〇	一四、八〇〇	九
八級	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一三、八〇〇	一四、〇〇〇	八
七級	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	一二、六〇〇	一二、八〇〇	一三、〇〇〇	一三、二〇〇	七
六級	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇	一二、〇〇〇	一二、二〇〇	一二、四〇〇	六
五級	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、四〇〇	一一、六〇〇	一一、八〇〇	五
四級	九、二〇〇	九、四〇〇	九、六〇〇	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	一〇、八〇〇	一一、〇〇〇	一一、二〇〇	四
三級	八、六〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇	九、六〇〇	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、二〇〇	一〇、四〇〇	一〇、六〇〇	三
二級	八、〇〇〇	八、二〇〇	八、四〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇	九、六〇〇	九、八〇〇	一〇、〇〇〇	二
一級	七、四〇〇	七、六〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	八、二〇〇	八、四〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇	九、〇〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇	一
職務の級 ＼ 俸給	十二号俸	十三号俸	十四号俸	十五号俸	十六号俸	十七号俸	十八号俸	十九号俸	二十号俸	二十一号俸	二十二号俸	

八　中学校、小学校等教育職員級別俸給表

俸給月額 / 職員の級	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	六二〇〇円	六四〇〇円	六六〇〇円	六九〇〇円	七二〇〇円	七五〇〇円	七八〇〇円	八一〇〇円			
二級	六九〇〇	七二〇〇	七五〇〇	七八〇〇	八一〇〇	八四〇〇	八七〇〇	九〇〇〇	九三〇〇		
三級	九〇〇〇	九三〇〇	九六〇〇	一〇〇〇〇	一〇四〇〇	一〇八〇〇	一一二〇〇	一一六〇〇	一二一〇〇	一二六〇〇	
四級	一一二〇〇	一一六〇〇	一二〇〇〇	一二四〇〇	一二八〇〇	一三二〇〇	一三六〇〇	一四〇〇〇	一四五〇〇	一五〇〇〇	一五六〇〇
五級	一三六〇〇	一四一〇〇	一四六〇〇	一五一〇〇	一五六〇〇	一六一〇〇	一六六〇〇	一七一〇〇	一七六〇〇	一八二〇〇	一八八〇〇
六級	一六三〇〇	一六八〇〇	一七四〇〇	一七九〇〇	一八四〇〇	一九〇〇〇	一九五〇〇	二〇一〇〇	二〇六〇〇	二一二〇〇	二一八〇〇
七級	二〇〇五〇	二〇七〇〇	二一二〇〇	二一八〇〇	二二四〇〇	二三〇〇〇	二三六〇〇	二四二〇〇	二四八〇〇	二五四〇〇	二六一〇〇
八級	二五三〇〇	二六二〇〇	二七〇〇〇	二七八〇〇	二八六〇〇	二九四〇〇	三〇二〇〇	三〇九五〇	三一七〇〇	三二五〇〇	三三三〇〇
九級	三〇六〇〇	三一七〇〇	三二八〇〇	三三九〇〇	三五〇〇〇	三六一〇〇	三七二〇〇	三八三〇〇	三九四〇〇	四〇五〇〇	四一六〇〇
十級	三五三〇〇	三六七〇〇	三八一〇〇	三九六〇〇	四一〇〇〇	四二四〇〇					

附則第二項中「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）」を「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　　号）」に改める。

(D)　公務員の給与改善に関する決議案（未発議のもの）

第十八国会に於ける公務員の給与改訂審議に際し、公労法適用関係三公社五現業の仲裁裁定に関する国会議決を求める件が、同じく審議されて　同企業体関係裁定は、給与改訂に関して、昭和二十九年一月以降実施することが適当であると認め、一月以降実施するものとして承認されたが、年末手当に関しては、既定予算通り一ヶ月分を支給し、それ以上は各企業体ごとに業務手当を〇・二五月分を支給することに決定して団体交渉にゆだねられた。従って三公社五現業のいわゆる公労協は、企業別交渉に入

り、結局一、二五ヶ月分プラスアルファのかたちで妥結した。

此の間一般公務員の年末手当に関しても、三公社五現業職員と均衡を取るため、給与法改正決定の一、二五ヵ月分以上何らかの便法により若干の増額プラスアルファ支給について、村尾人事委員長と衆院川島委員長が、官房長官と折衝を行った。

その際、その増額の見透しがつかない場合に備えて左の如き決議案を左社が準備したが、委員会に於ける、付託案件審議の時間の関係より、提案するに至らなかった。

参考資料として添付する。

公務員の給与改善に関する決議案

今次公務員の給与ベース改訂、年末手当等の支給に当り、公社及び現業公務員と一般公務員との間に均衡を失する事は、公務員の給与支給の原則である公平の原則にもとるのみならず、その士気の上に甚だしい悪影響をもたらすものである。

よって、政府はあらゆる措置を講じ、右の事態を生ぜざるよう責任をもって処理すること。

右決議する。

昭和二十八年十二月八日

参議院議員

岡　三郎

千葉　信

参考資料

一般職の職員給与法の衆議院人事委員会審議における改進党提出修正案（委員会否決）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八条の改正に関する部分を削る。

第十二条の改正に関する部分を次のように改める。

第十二条第三項を次のように改める。

3　前項第一号の支給地域は、別表第七に掲げる支給地域以外の地域とし、同項第二号から第五号までの支給地域の区分は、別表第一から別表第六までの改正に関する部分を削る。

別表第七の改正に関する部分を次のように改める。

別表第七のうち、北海道及び各府県の項の一級地に関する部分を削り、大阪府の項の二級地に関する部分中「四級地、三級地及び一級地に含まれる地域」を「四級地及び三級地に含まれる地域並びに石河村、見山村及び清美村」に、「五級地、三級地及び一級地に含まれる地域」を「五級地及び三級地に含まれる地域並びに南横山村、横山村及び南松毛村」に改める。

附則第一項中「附則第七項及び第八項」を「附則第二項及び第三項」に改める。

附則第二項から附則第六項までを削り、附則第七項中「法」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同項を附則第二項とし、附則第八項を附則第三項とする。

附則別表を削る。

参考資料

一般職の職員給与法審議に際する全国聾、盲学校長会修正要望書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の本委員会審議に際して、全国聾・盲学校長会より、次の如き修正要望がなされたので、その要望書を参考資料として添付することとした。

昭和廿八年十二月七日

お願

全国聾学校長会　会長　古谷史映

全国盲学校長会　会長　松野憲治

今回聾、盲学校教員の給与に関し、御配慮に預かり、まことに有り難う存じました。全国の関係者が知りましたらようやく生気を取り戻すことと存じます感謝に堪えません。

さて衆議院を通過しました「7」の附則第五項の次に次の一項を加える。

「6　盲学校又は……」

について次の如く訂正していただきとう存じます。

「6　盲学校ろう学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、その他人事院規則で指定する職員については、高等学校等教育職員級別俸給表を適用する。」

その理由

一、衆議院を通過した改正案にいう「高等部が設置されていない学校」都道府県には存在するが国立学校にはないので、この法律が国立学校に適用されるのか違って前であるから、法律として、おかしいのではないでしょうか。

二「高等部が設置されていない学校」とうたわれると、都道府県立で、高等部がありて、而も高等部の授業を担当する者は、中学以下の職員も先の人事院規則で救われるが、担当しない中学部以下の教員は救われないので　人事交流ができず、数の少ない　聾学校　盲学校の学校運営に支障をきたします。今回の改正と　人事院規則との間に間隙地帯ができて、折角の御厚志が全体に適用されない欠陥がございます。

(三) 給与法審議における関係資料

資料 (1)

第1表　給与改善実施後の平年度給与予算調

28.12.8

(参議院人事委員会提出資料)

大蔵省資料

(その1) 国家公務員等の分

(単位 百万円)

給与予算区分 ＼ 会計区分	一般会計	特別会計	政府関係機関
基本給	91,510	57,992	119,706
諸手当	24,971	18,699	41,369
計	116,481	76,691	161,075

(備考) 1. 本表には他会計繰入分を含まない。

2. 諸手当は、管理職手当、超過勤務手当、期末、勤勉、奨励手当、石炭寒冷地手当、宿日直手当、特殊勤務手当、及び在外勤務手当である。

(その2) 地方公務員の分

(単位百万円)

所要予算	基本給	内10,910 258,987
	諸手当	59,332
	計	318,319

(備考) 1. 内書は議員委員報酬及び特別職の給与である。

2. 諸手当は、期末手当、勤勉手当、石炭、寒冷地手当、宿日直手当、及び超過勤務手当である。

第2表　昭和29年度当初予算における給与基礎調

（単位百万円）

会計区分		一般会計			特別会計		政府関係機関		合計
職員の区分		特別職員	一般職員		一般職員		政府関係機関職員		
			一般職給与法適用者	検察官	一般職給与法適用者	公労法適用者	公共企業体職員	その他の職員	
予算定員		147,919	388,946	1,850	78,936	259,260	642,729	3,015	1,522,656
基本給	本俸	17,340	50,161	822	11,590	31,748	89,101	606	201,368
	扶養手当	886	4,406	36	1,264	2,778	7,517	30	16,917
	勤務地手当	798	8,907	158	1,593	3,698	9,118	130	24,502
	小計	19,124	63,474	1,016	14,447	38,224	105,736	776	242,787
諸手当	管理職手当	44	391	0	98	0	0	3	536
	超過勤務手当	270	4,413	0	1,088	4,073	11,938	53	21,835
	期末勤勉手当	2,378	7,924	127	1,805	4,792	13,225	88	30,279
	その他の手当	1,216	4,207	10	801	3,888	4,985	28	15,135
	小計	3,908	16,938	137	3,792	12,693	30,148	172	67,785
合計		23,032	80,409	1,153	18,239	50,917	135,884	938	310,572

（備考）諸手当欄中「その他の手当」は、石炭、寒冷地手当、宿日直手当、特殊勤務地手当及び在外勤務手当を掲げた。

第3表　第2表の予算額を基礎として計算した1人当給与月額調べ

（単位円）

会計区分		一般会計			特別会計		一般、特別両会計の通算		政府関係機関	
職員の区分		特別職員	一般職員		一般職員		一般職員		政府関係機関職員	
			一般職給与法適用者	検察官	一般職給与法適用者	公労法適用者	一般職給与法適用者	公労法適用者	公共企業体職員	その他の職員
基本給	本俸	9,769	10,747	37,027	12,236	10,205	10,988	10,205	11,552	16,754
	扶養手当	499	944	1,622	1,334	893	1,010	893	975	829
	勤務地手当	506	1,908	7,117	1,682	1,189	1,870	1,189	1,182	3,593
	計	10,774	13,599	45,766	15,252	12,287	13,878	12,287	13,709	21,172

資料(2)

1、国家公務員の給与と民間給与との比較

28.12.1

（衆議院人事委員会提出資料）

区分		28年3月 基本給	28年3月 その他	28年3月 計	28年12月(推定) 基本給	28年12月(推定) その他	28年12月(推定) 計
国家公務員		円 13,618	円 1,072	円 14,690	円 14,023	円 1,541	円 15,564
民間	全業			13,967			14,860
	製造工業			17,570			19,489

（備考）1、民間給与は、毎月勤労統計により毎月きまつて支給される給与を掲げた。

2、製造工業の欄は、国家公務員と比較するため、製造工業労働者のうち、生産労働に直接従事する労働者を除き、管理、技術、事務職員の給与を掲げた。

2、給与改訂の内訳表

区分	現行ベース 29.1.1(推定)ベース切替前 Ⓐ	現行ベース 勤務地手当一段階組入 Ⓑ	現行ベース 同左実給額保証 Ⓒ	現行ベース 追加財源 Ⓒ-Ⓑ	改訂ベース 金額 Ⓓ	差引増減 増加額 Ⓓ-Ⓐ	差引増減 増率	同左内訳 勤務地手当組入分 増加率	同左内訳 勤務地手当組入分 増率	同左内訳 一率引上分 増加率	同左内訳 一率引上分 増率	同左内訳 中ダルミ是正分 増加率	同左内訳 中ダルミ是正分 増分
	円	円	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%
俸給	11,252	11,691	11,815	124	12,877	1,625	14.4	外124 439	外1.1 3.9	563	5.0	499	4.4
扶養手当	996	996	996	0	996	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務地手当	1,911	1,472	1,486	14	1,610	△301	△15.8	外14 △439	0.7 △23.0	66	3.5	58	3.0
計	14,159	14,159	14,297	138	15,483	1,324	9.3	138	1.0	629	4.4	557	3.9

備考　勤務地手当一段階組入分欄の中、外書は勤務地手当組入による俸給及び勤務地手当の持出し分を示す。

資料(3)

勤務地手当の本俸組入に関する参考資料

ベース内訳

区分	Ⓐ		Ⓑ		Ⓒ
俸給	11,252	9.0%	12,265	5.4%	12,877
扶養手当	996		996		996
勤務地手当	(15.6%) 1,911		(16.0%) 2,122		(11.6%) 1,610
計	14,159	8.6%	15,383	0.7%	15,483

Ⓐ はコマ1.1の推定ベース（改訂前）である。

Ⓑ は無級地を一級地としベースアップした場合のベースである。

Ⓒ は勤務地手当を一段階本俸に組入れた場合のベースである。

備考

勤務地手当一段階本俸組入れに必要な財源

イ、無級地を一級地とするために必要な財源　52円
ロ、一段階本俸組入れに必要な財源　100円
} 計152円

152円を改訂前ベースに直すと138円となる。

新旧俸給全額表

28.12.4

	54	37,300	44,100	10	38,200	5	1
	55	38,800	42,700	10	40,200	5	1
1/4	56	40,300	44,300	10	41,700	4	2
	57	41,800	45,800	10	43,200	4	2
	58	43,300	47,200	10	44,700	4	2
	59	44,800	48,700	10	46,200	4	2
	60	46,300	50,200	10	47,700	4	2
1/5～1	71	47,800	51,300	10	49,200	4	3
	72	49,500	53,500	10	51,100	3	3
	73	51,200	55,500	10	52,900	3	3
	74	52,900	57,100	10	54,600	3	3
	75	54,600	59,100	10	56,300	3	3
1/5～2	76	56,300	60,900	10	58,000	3	4
	77	58,000	62,700	10	59,700	3	4
	78	59,700	64,500	10	61,400	3	4
	79	61,400	66,300	10	63,100	3	4
1/5～3	80	63,100	68,100	10	64,800	3	4
	81	64,800	69,900	10	66,500	3	4
	82	66,500	72,000	10	68,200	3	4
1/5～4	83	68,200			69,900	3	4
	84	69,900			71,600	3	4
	85	71,600			73,300	3	4

新旧俸給金額表

28. 12. 4

級別	俸号	現行金額	改訂案 金額	改訂案 増率	勤務地手当の本俸組入れを行わない場合 金額	勤務地手当の本俸組入れを行わない場合 増率
1	1	4,400 円	4,900 円	11 %	4,650 円	6 %
	2	4,500	5,000	11	4,750	6
	3	4,600	5,100	11	4,850	5
	4	4,700	5,200	11	4,950	5
	5	4,800	5,300	10	5,050	5
2	6	4,900	5,400	10	5,150	5
	7	5,000	5,500	10	5,250	5
	8	5,100	5,600	10	5,350	5
	9	5,200	5,700	10	5,450	5
3	10	5,300	5,800	9	5,550	5
	11	5,400	5,900	9	5,700	6
	12	5,500	6,000	9	5,850	5
	13	5,700	6,200	9	6,000	5
4	14	5,800	6,400	9	6,200	6
	15	6,000	6,600	10	6,400	7
5	16	6,200	6,900	11	6,600	7
	17	6,400	7,200	13	6,900	8
	18	6,650	7,500	13	7,200	8
	19	6,900	7,800	13	7,500	9
	20	7,150	8,100	13	7,800	9
6	21	7,400	8,400	14	8,100	10
	22	7,650	8,700	14	8,400	10
	23	7,900	9,000	14	8,700	10
	24	8,150	9,300	14	9,000	10
	25	8,400	9,600	14	9,300	11
7	26	8,650	10,000	16	9,600	11
	27	8,950	10,400	16	9,900	11
	28	9,250	10,800	17	10,300	11
	29	9,550	11,200	17	10,700	12
	30	9,850	11,600	18	11,100	13
8	31	10,250	12,100	18	11,500	12
	32	10,650	12,600	18	12,000	13
	33	11,100	13,100	18	12,500	13
	34	11,550	13,600	18	13,000	13
	35	12,000	14,100	18	13,500	13
9	36	12,450	14,600	17	14,000	12
	37	12,900	15,100	17	14,500	12
	38	13,400	15,600	16	15,000	12
	39	14,000	16,300	16	15,600	11
	40	14,600	17,000	16	16,200	11
10	41	15,200	17,700	16	16,900	11
	42	15,800	18,400	16	17,600	11
	43	16,400	19,100	16	18,300	12
	44	17,100	19,800	16	19,000	11
	45	17,800	20,500	15	19,700	11
11	46	18,500	21,200	15	20,400	10
	47	19,200	22,000	15	21,100	10
	48	20,000	22,800	14	21,900	10
	49	20,800	23,600	13	22,700	9
	50	21,600	24,400	13	23,500	9
12	51	22,400	25,300	13	24,300	9
	52	23,300	26,200	12	25,200	8
	53	24,200	27,300	13	26,100	8
	54	25,100	28,400	13	27,000	8
	55	26,200	29,500	13	28,100	7
13	56	27,300	30,600	12	29,200	7
	57	28,400	31,700	12	30,300	7
	58	29,500	32,800	11	31,400	6
	59	30,600	33,900	11	32,500	6
	60	31,900	35,300	11	33,800	6
14	61	33,200	36,700	11	35,100	6
	62	34,500	38,100	10	36,400	6
	63	34,900	39,600	10	37,800	5
	64	37,300	41,100	10	39,200	5
	65	38,800	42,700	10	40,700	5
15～1	66	40,300	44,300	10	42,200	5
	67	41,800	45,900	10	43,700	5
	68	43,300	47,500	10	45,200	4
	69	44,800	49,100	10	46,700	4
	70	46,300	50,700	10	48,200	4
15～2	71	47,800	52,300	9	49,700	4
	72	49,500	53,900	9	51,200	3
	73	51,200	55,500	8	52,900	3
	74	52,900	57,100	8	54,600	3
	75	54,800	59,100	8	56,400	3
15～3	76	56,700	60,900	7	58,200	3
	77	58,600	62,700	7	60,000	2
	78	60,500	64,500	7	61,800	2
	79	62,600	66,300	6	63,600	2
	80	64,700	68,100	5	65,400	1
15～4	81	66,800	69,900	5	67,400	1
	82	69,000	72,000	4	69,500	1
	83					
	84					
	85					

(92)

資料(4)(その一)　　新給与月額

級号	想定扶養家族数	5級地の場合（現行25%・改定20%） 現行 俸給	扶養手当	勤務地手当	計	改訂 俸給	扶養手当	勤務地手当	計	増加額	増率
1-3	0	4,600	—	1,150	5,750	5,100	—	1,020	6,120	370	6.43
2-3	0	4,800	—	1,200	6,000	5,300	—	1,060	6,360	360	6.00
3-4	0	5,300	—	1,345	6,625	5,800	—	1,160	6,960	335	5.06
4-4	0	5,850	—	1,463	7,315	6,400	—	1,280	7,680	367	5.02
5-5	2	6,900	1,200	2,025	10,125	7,800	1,200	1,800	10,800	674	6.67
6-6	3	8,950	1,600	2,638	13,188	10,400	1,600	2,400	14,400	1,212	9.19
7-5	4	10,650	2,000	3,163	15,813	12,600	2,000	2,920	17,520	1,707	10.79
8-5	4	12,950	2,000	3,725	18,625	15,100	2,000	3,420	20,520	1,895	10.17
9-5	4	15,800	2,000	4,450	22,250	18,400	2,000	4,080	24,480	2,230	10.02
10-4	4	19,200	2,000	5,300	26,500	22,000	2,000	4,800	28,800	2,300	8.68
11-3	4	23,300	2,000	6,325	31,625	26,200	2,000	5,640	33,840	2,215	7.00
12-3	4	28,400	2,000	7,600	38,000	31,700	2,000	6,940	40,640	2,440	6.42
13-3	4	34,500	2,000	9,125	45,625	38,100	2,000	8,020	48,120	2,495	5.47
14-3	4	41,800	2,000	10,950	54,750	45,900	2,000	9,580	57,480	2,730	4.99
15-2	4	50,700	2,000	14,675	78,375	62,100	2,000	12,820	76,920	3,545	4.83

旧比較表　28.12.2　　（その一）

3級地の場合（現行15%・改訂10%） 現行 俸給	扶養手当	勤務地手当	計	改訂 俸給	扶養手当	勤務地手当	計	増加額	増率
4,600	—	690	5,290	5,100	—	510	5,610	320	6.05
4,800	—	720	5,520	5,300	—	530	5,830	310	5.62
5,300	—	795	6,095	5,800	—	580	6,380	285	4.68
5,850	—	878	6,728	6,400	—	640	7,040	312	4.64
6,900	1,200	1,215	9,315	7,800	1,200	900	9,900	585	6.28
8,950	1,600	1,583	12,133	10,400	1,600	1,200	13,200	1,067	8.79
10,650	2,000	1,898	14,548	12,600	2,000	1,460	16,060	1,512	10.39
12,900	2,000	2,235	17,135	15,100	2,000	1,710	18,810	1,675	9.78
15,800	2,000	2,670	20,470	18,400	2,000	2,040	22,440	1,970	9.62
19,200	2,000	3,180	24,380	22,000	2,000	2,400	26,400	2,020	8.29
23,300	2,000	3,790	29,085	26,200	2,000	2,820	31,020	1,925	6.62
28,400	2,000	4,560	34,960	31,700	2,000	3,370	37,070	2,110	6.04
34,500	2,000	5,475	41,975	38,100	2,000	4,010	44,110	2,135	5.09
41,800	2,000	6,570	50,370	45,900	2,000	4,790	52,690	2,320	4.61
50,700	2,000	8,805	61,505	62,100	2,000	6,410	70,510	3,005	4.45

（その二）

級号	想定扶養家族数	1級地（現行 5%－改訂 0%） 現行 俸給	扶養手当	勤務地手当	計	改訂 俸給	扶養手当	勤務地手当	計	増加額	増率
1-3	0	1,600	—	230	4830	5,100	—	0	5,100	270	5.6
2-3	0	4,800	—	240	5,040	5,300	—	0	5,300	260	5.2
3-4	0	5,300	—	265	5,565	5,800	—	0	5,800	235	4.2
4-4	0	5,850	—	293	6,143	6,400	—	—	6,400	257	4.2
5-5	2	6,900	1,200	405	8,505	7,800	1,200	0	9,000	495	5.8
6-5	3	8,950	1,600	528	11,078	10,400	1,600	0	12,000	922	8.3
7-5	4	10,650	2,000	633	13,283	12,600	2,000	0	14,600	1,317	9.9
8-5	4	12,900	2,000	745	15,645	15,100	2,000	0	17,100	1,455	9.3
9-5	4	15,800	2,000	890	18,690	18,400	2,000	0	20,400	1,710	9.1
10-4	4	19,200	2,000	1,060	22,260	22,000	3,000	0	24,000	1,740	7.8
11-3	4	23,300	2,000	1265	26,565	26,200	2,000	0	28,200	1635	6.2
12-3	4	28,400	2,000	1,520	31,920	31,700	2,000	0	33,700	1,780	5.6
13-3	4	34,600	2,000	1,825	38,325	38,100	2,000		40,100	1,775	4.6

無級地 現行 俸給	扶養手当	勤務地手当	計	改訂 俸給	扶養手当	勤務地手当	計	増加額	増率
4600	—		4,600	5,100	—		5,100	500	10.8
4800	—		4,800	5,300	—		5,300	500	10.4
5,300	—		5,300	5,800	—		5,800	500	9.4
5,850	—		5,850	6,400	—		6,400	550	9.4
6,900	1,200		8,100	7,800	1,200		9,000	900	11.1
8,950	1,600		10,550	10,400	1,600		12,000	1,450	13.7
10,650	2,000		12,650	12,600	2,000		14,600	1,950	15.9
12,900	2,000		14,900	15,100	2,000		17,100	2,200	14.8
15,800	2,000		17,800	18,400	2,000		20,400	2,600	14.6
19,200	2,000		21,200	22,000	2,000		24,000	2800	13.2
23,200	2,000		25,300	26,200	2,000		28,200	2,900	11.5
28,400	2,000		30,400	31,700	2,000		33,700	3,300	10.9

資料（5）

給与関係労働諸指標

（その一）

項目 ＼ 年月				昭和27年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
民間給与（毎勤）	全産業	現金給与総額	金額	12,722	15,331	15,925	14,218	13,638	13,066
			名目賃金指数	100.0	120.5	125.2	111.8	107.2	102.7
			実質賃金指数	100.0	118.0	120.8	108.3	105.0	100.5
		きまって支給する給与	金額	12,334	12,571	12,568	12,696	12,855	12,621
			名目賃金指数	100.0	101.9	101.9	102.9	104.2	102.3
	製造業	現金給与総額	金額	11,747	14,021	15,487	13,179	12,626	12,517
			名目賃金指数	100.0	119.4	131.9	112.2	107.5	106.6
			実質賃金指数	100.0	116.6	126.6	108.8	104.7	103.9
		きまって支給する給与	金額	11,483	11,837	11,783	12,050	12,231	12,221
			名目賃金指数	100.0	103.1	102.6	104.9	106.5	106.4
F.I.S（全都市）	実収入総額			18,751	21,122	21,271	20,167	19,692	19,837
	世帯主本業収入	金額		15,612	17,668	17,728	16,986	16,433	16,355
		指数		100.0	113.2	113.6	108.8	105.3	104.8
生産	鉱工業生産指数（E.C.B）			100.0	98.8	101.2	102.6	104.2	102.8
	産業活動指数（E.C.B）			100.0	98.3	100.9	101.3	102.6	102.0
雇傭	製造業雇傭指数（毎勤）			100.0	98.8	98.5	98.4	98.5	98.2
生産費（全都市）	5人世帯支出総額	金額		16,492	16,925	17,223	16,632	17,068	17,896
		指数		100.0	102.6	104.4	100.8	103.5	108.5
	C.P.I.総合指数			100.0	100.3	101.5	101.8	101.6	101.8
	消費水準総合指数			100.0	102.3	102.9	99.1	101.8	106.6
	エンゲル係数			52.5	51.7	51.6	54.8	53.2	51.7

主要指標

参議院人事委員会要求資料
人事院提出

11月	12月	昭和28年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
12,941	23,084	15,712	14,312	14,805	14,748	14,472	17,347	18,042	16,703
101.7	181.4	123.5	112.5	116.4	115.9	113.8	136.4	141.8	131.3
100.7	164.9	121.5	110.2	113.3	112.3	111.1	128.9	130.2	120.7
12,534	13,217	13,569	13,901	13,967	14,188	14,061	14,313	14,250	14,373
101.6	107.2	110.0	112.7	113.2	115.1	114.0	116.0	115.5	116.5
12,866	21,054	14,038	13,301	12,978	13,467	13,343	16,089	17,334	14,972
109.6	179.3	119.6	113.3	110.5	114.7	113.6	137.1	147.6	127.5
107.3	164.2	118.0	111.1	108.7	111.4	111.3	128.5	135.4	117.8
12,537	12,871	12,420	12,897	12,737	13,199	13,038	13,431	13,227	13,412
109.2	112.1	108.2	112.3	110.9	114.9	113.5	117.0	115.2	116.8
20,067	38,025	20,384	20,934	22,393	22,592	23,387	26,919	27,112	26,598
16,269	31,736	16,643	17,342	18,259	18,383	19,185	22,527	21,893	21,871
104.2	203.3	106.6	111.1	117.0	117.7	122.9	144.3	140.9	140.1
100.7	104.6	95.7	99.5	112.0	115.3	117.8	121.9	124.1	124.8
100.1	103.9	95.7	97.8	111.2	113.3	116.1	119.4	121.8	121.6
98.0	97.5	97.0	97.0	97.9	100.8	100.9	100.7	100.8	100.7
20,589	28,433	18,074	19,266	19,677	19,876	19,722	20,324	21,164	21,011
124.8	172.4	109.6	116.8	119.3	120.5	119.6	123.2	128.3	127.4
100.9	100.6	103.0	104.5	104.6	105.3	104.7	106.0	108.1	108.2
123.7	171.5	106.4	111.8	114.1	114.4	114.2	116.2	118.7	116.6
48.7	47.3	47.1	51.1	49.6	49.4	51.1	50.5	48.8	52.7

（その二）

項目＼年月			昭和27年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
生計費（東京）	5人世帯 支出総額	金額	18,661	19,156	19,265	17,910	18,921	20,006
		指数	100.0	102.7	103.2	96.0	101.4	107.2
	C.P.I	総合	100.0	99.3	100.9	100.6	100.3	100.1
		食糧 総合	100.0	99.2	102.0	101.6	101.1	101.0
		食糧 主食	100.0	101.3	100.9	100.7	100.7	100.5
		食糧 非主食	100.0	98.0	102.6	102.0	101.2	101.2
		被服費	100.0	99.4	100.0	99.8	99.8	98.5
		光熱費	100.0	99.8	98.3	98.4	99.3	100.8
		住居費	100.0	101.7	99.9	98.0	99.7	99.8
		雑費	100.0	100.0	99.9	100.0	99.8	99.2
	総合		100.0	106.5	108.8	101.9	104.2	108.2
	食糧	総合	100.0	102.4	104.6	102.1	102.6	102.9
	食糧	主食	100.0	100.4	100.1	100.8	98.8	99.6
	食糧	非主食	100.0	103.4	107.0	102.9	104.8	104.8
	被服費		100.0	124.0	124.4	78.8	91.8	128.6
	光熱費		100.0	98.4	89.1	96.9	104.3	118.5
	住居費		100.0	116.1	114.4	119.2	116.3	110.6
	雑費		100.0	105.7	112.0	108.9	110.8	107.6
エンゲル係数			52.7	51.4	51.4	53.9	52.3	49.9

注、消費水準指数は全消審試方作成の戦前基準消費水準指数によつた。

11月	12月	昭和28年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
23,040	30,250	19,771	20,802	21,749	22,848	23,021	24,241	27,328	23,754
123.5	162.1	105.6	111.5	116.5	122.4	123.4	129.9	146.4	127.3
100.2	100.3	102.4	103.7	104.0	105.9	105.4	106.9	107.8	108.6
98.0	98.0	102.0	102.9	102.3	104.9	102.7	106.5	107.9	108.8
100.6	100.7	105.6	105.6	106.0	106.2	106.4	114.4	115.1	115.3
98.0	96.5	99.8	101.1	100.0	104.1	102.8	102.0	103.6	105.1
97.4	96.8	96.9	96.3	96.6	97.1	98.1	98.5	98.7	100.5
116.3	121.8	121.7	121.7	121.1	109.5	109.2	108.3	108.0	108.2
98.3	98.6	101.7	101.6	104.8	106.0	106.2	106.5	107.8	109.8
101.3	102.7	102.2	105.3	107.4	111.3	111.5	111.5	112.0	112.1
122.3	175.6	110.1	111.0	114.0	112.4	113.7	124.8	136.9	
112.9	152.0	109.5	124.1	126.5	129.1	124.5	127.5	123.3	
108.2	144.6	95.1	120.5	121.1	119.2	117.0	119.2	109.4	
115.7	156.4	117.7	126.3	128.6	125.2	128.7	132.7	132.0	
182.1	321.2	113.9	97.1	128.2	116.4	116.8	154.0	165.1	
124.8	194.8	164.8	186.9	149.7	145.4	120.1	116.9	126.5	
110.0	245.1	98.7	87.1	80.4	113.4	100.2	160.8	151.4	
114.8	138.7	105.4	99.6	95.0	97.6	100.4	108.5	143.3	
47.8	46.2	47.8	50.9	50.2	49.0	50.5	50.6	45.8	

資料(6)

給与調

昭和二八、一〇、二九
参議院人事委員会専門室

	現行給与基準	組合要求給与水準	勧告又は調停	裁定
国家公務員	二七、一二以降実施 給与総平均月額 一二、八二〇円 （内訳） 基本給 本俸 九九一七円 扶養手当 九一一 勤務地手当 一六二六 特殊勤務手当 三六六 計 一二、八二〇円	（官公労） 二八、四以降 給与総平均月額 一八、八〇〇円 （内訳） 本俸 一四、五五六円 扶養手当 一、〇〇〇 勤務地手当 三四二 特殊勤務手当 八〇〇 計 一八、八〇〇円	（三八、七、一八人事院勧告 なるべく速かに実施 基本給平均月額 一五、四八〇円 （内訳） 本俸 一二、四三〇円 扶養手当 九五〇 勤務地手当 二、一〇〇 計 一五、四八〇円	

	一般職員（一般転記）	林野
二級三号俸（標準生計費） 四、八〇〇円 上下差率 一〇五倍 ※ 二八、三、一現在 基本給平均月額 一三、五八七円 （一般職給与法の適用者のみ）		
三級三号（成年男子（一八才）） 八、八〇〇円 上下差率 六五倍		二八、一以降 基準内賃金平均月額 二一、〇〇〇円 ス、勤務地手当は廃止し、基本給に含め、全令生活給とする。 （本俸平均月額（九七五三円）） 2、扶養手当を八〇〇円、六〇〇円
七等級三号俸（標準生計費） 五、三〇〇円 上下差率 九、九倍	（一般転給与法の適用者のみ）	（三八、六、二八調停案提示） 二八年度における 基本給平均月額 一三、三五〇円 1、基本給の配分は両当事者協議 2、常勤労務者の給与は転員に準ずる。 3、常用出来高、期間及び日
	（三八、六、二八調停案提示） 二八年度における 基本給平均月額 一三、三五〇円 1、基本給の配分は両当事者団体交渉 2、扶養手当、勤務地手当は現行維持 3、常勤労務者の基本給は、	

印	行　転　員
	（現行六〇〇円、四〇〇円）12増額する。 3、特殊勤務手当、補償給等も増額及び新設する。
二八、四　以降 基準内賃金（平均月額	
（二八、七、二〇凍停案提示） 二八年度における 基本給平均月額 一四、四五〇円	昼夜労務者の給与は、入夫給予算を少くとと（割程度増額し、これた資源として賃金体系の確立を図る。 4、特勤手当は両当事者改訂 5、別居手当、住宅補償給、交通費、結婚手当は制度化しない。 6、役付手当、直長代補償給は労務者の賃金体系確立に併せて改訂
（二八、九、二九裁定） 二八、八　以降 基本給平均月額	定員内転員の例による。 4、常用出来高給、期間及び日昼夜労務者の賃金は、八月以降平均一割程度引上げ、配分は団体交渉 5、北海道在勤手当、へき地手当の拡充は、両当事者団体交渉 別居手当、役付手当、直員代補償給は、両当事者団体交渉 住宅補償給、交通費、結婚手当の要求は認めない。

(103)

印	転　局　員
一九、二九九円	1、最低賃金一八支七、七〇〇円 2、本俸各号に最低二九、〇〇円以上増額 3、俸給表は通し号俸表とする。 4、扶養手当は八〇〇円六〇〇円（現行六〇〇円、四〇〇円）12増額 5、特勤手当、超勤手当、期末手当も増額
一三、五〇〇円	1、基本給の配分は両当事者改訂 2、扶養手当、宿日直手当、超勤手当は現行通り 3、特勤手当、期末手当の改訂は両当事者改訂
一三、五〇〇円	1、俸給表の作成、最低賃金は、両当事者団体交渉 2、扶養手当、超勤手当は現行通り 3、宿日直手当、特勤手当、期末手当は両当事者団体交渉

(102)

造　幣
※二八、三、一現在 基本給平均月額 一一、四三二円
二八、四　以降 基準内賃金平均月額 二〇、〇〇〇円
（二八、七、一六凍停案提示） 二八年度における 基本給平均月額 一四、四五〇円
（二八、一〇、二七裁定） 二八、八　以降 基本給平均月額 一四、四五〇円

局	アルコール	専売	郵政
運転員（一般運転のうち公労法の適用者）		運転員	局員
イ、本俸平均　一五、二〇〇円 ロ、一八才成年独身者本俸　七、八〇〇円 ハ、俸給表は通し号俸表とする。 ニ、特勤手当、期末手当増額 ホ、交通費実費支給	基準内賃金平均月額 二〇、〇七六円 イ、最低賃金一八才独身者（税抜）八、〇〇〇円 ロ、俸給は最低賃金を基準とした。 九号俸八、〇〇〇円、六五号俸	四七、二〇〇円の通し号俸 ニ、扶養手当の増額 ホ、勤務地手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、寒冷地手当、石炭手当、期末手当、特勤手当、結婚手当の増額	
イ、基本給の配分は、両当事者協議 ロ、期末手当、特勤手当の改訂は、両当事者協議 ハ、交通費実費支給は、制度化しない。	（二八、七、一七調停案提示） 二八年度における基本給平均月額 一四、二〇〇円 イ、基本給の配分は、両当事者協議 ロ、夜勤手当、宿日直手当は、現行通り ハ、期末手当、石炭手当の改訂は、両当事者協議 ニ、特勤手当は制度化 ホ、結婚手当は認めない。		
イ、基本給の配分、通し号俸表の問題は両当事者団体交渉 ロ、最低賃金は、両当事者団体交渉	（二八、九、二九裁定） 二八、八以降 基本給平均月額 一四、二〇〇円 イ、基本給の配分は、両当事者団体交渉	（二八、七、二五調停案提示） 二八年度における基本給平均月額 一四、二〇〇円 イ、最低賃金は両当事者協議	（二八、一〇、二七裁定） 二八、八以降 基本給平均月額 一四、二〇〇円 イ、最低賃金は、両当事者団体交渉
		有 イ、最低賃金一八才成年独身者　八、八〇〇円	二八、四以降 基準内賃金平均月額 一八、五〇〇円 イ、最低賃金一八才成年独身者　八、八〇〇円